
○議長（木下一己君） ただ今から、平成28年第2回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 春日隆司 議員及び1番 近藤八郎 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの3日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告を行う前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

さて、本町も梅雨のない北海道らしい気候の時期に入りましたけれども、この6月の声を聴いてから半ば近くになりましてもなかなか気温が上がらない日が続き、今後の農産物の成長や、あるいは消費購買などへの影響が大変気掛かりな状況でございます。

このような折、議員の皆様には時節柄御多用のところ、第2回となります議会定例会に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件6件、単行案件4件、予算案件6件、承認案件1件、同意案件1件、報告案件2件の計20件であり、3件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員の皆様には、議案審査に当たってさらなる御指導を賜りますようお願い申し上げ、

開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告3件について申し上げたいと思います。

一つ目でございますが、平成27年度における各種会計の決算見込みを取りまとめましたので、御報告申し上げます。

御手元の参考資料No.3にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額59億3,146万6,000円、歳出額57億8,858万9,000円で、差引き1億4,287万7,000円となりますが、継続費逐次繰越額168万1,000円及び繰越明許費繰越財源充当額1,322万円を控除し、決算積立金として6,400万円を財政調整積立基金に積立いたしましたし、残る6,397万6,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額2億2,242万3,000円、歳出額2億1,893万7,000円で、差引き348万6,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入額9,423万4,000円、歳出額8,874万7,000円で、差引き548万7,000円となり、このうち決算積立金として、簡易水道施設基金に275万円を積立いたしましたし、残る273万7,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額4億3,735万円、歳出額4億1,967万6,000円で、差引き1,767万4,000円となり、このうち決算積立金として、介護保険給付費準備基金に411万円を積立いたしましたし、残る1,356万4,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億4,022万円、歳出額3億2,772万1,000円で、差引き1,249万9,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額5億7,994万9,000円、歳出額5億4,415万5,000円で、差引き3,579万4,000円となり、このうち決算積立金として2,000万円を積立いたしましたし、残る1,579万4,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額5,852万2,000円、歳出額5,807万4,000円で、差引き44万8,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億3,127万3,000円、支出額5億3,368万8,000円で、差引き241万5,000円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は3億2,153万3,000円となります。

資本的収支につきましては、収入額1,505万5,000円、支出額2,231万8,000円で、差引き726万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました平成27年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して次期定例会に認定議案として提出を予定しておりますので、よろしく御願い申し上げます。

次に、二点目でございます。

平成27年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業実績につきまして、御報告申し上げます。

御案内のとおり「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」につきましては、下川

町・足寄町・滝上町・美幌町の4町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成20年度から平成22年度までの3年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取組を通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取組を行ってきました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、さらなる事業推進を図るため、平成23年10月に、「地方自治法」第252条の2の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところでございます。

平成27年度の企業等協賛金収入につきましては1,049万円で、協議会の諸経費などを差引き、4町に配分され、下川町は210万円の配分を受けております。平成21年度から平成27年度までの企業等協賛金は、総額1億5,312万円となり、諸経費を差引き、総額1億1,281万円が4町に配分され、下川町は3,526万円の配分となっております。

今後におきましても、これまで以上に4町の連携を強化し、新たな発想を取り入れながら、協議会活動を通して、森林バイオマス活用による地域の活性化を積極的に図ってまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

三件目でございます。平成27年度「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」の事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、「地方自治法」第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉事業の平成27年度の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成18年度から指定管理者制度により運営されております。

まず、一点目に利用実績を報告させていただきます。

平成27年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が328人減少の7,090人、日帰り利用者は175人減少の80,588人で、総体では503人減少の87,678人となり、0.6%の減少となりました。

二点目に、事業収入は平成6年度から1億円の大台を超えており、平成27年度におきましても総額で1億3,392万円となり、前年度に比べ64万円の増額となっております。

三点目に、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は210万円増加し、前期繰越正味財産額を含め、3,344万円となっております。

収支につきましては、仕入価格の高騰や人材不足など、厳しい経営情勢にありますが、徹底した経費の見直しなどの経営努力と料金体系の見直しによりまして、全体で210万円の正味財産の増加となっております。

次に、産業クラスター推進事業の概要ですが、新たな産業の創出等を目指し、調査・研究・販売促進など産業振興や地域づくりに向けた取組を実施しております。

その主な事業内容といたしましては、町の運営交付金を基本とし、クラスター推進部の運営、スズキ株式会社との経済交流の推進、森林バイオマスの活用等に関する調査研究の

ほか、地域産品を活用した新商品開発や販路開拓など、基幹産業の振興や雇用の創造につながる取組を行っております。また、地域学「しもかわ学会」の運営や、「カルチャーウィークエンドしもかわ 2015」の開催を通し、新しい地域文化・社会を創造し、誇りと自信の持てる個性的で魅力ある地域づくりを支援しております。

収支につきましては、事業収入が町交付金のほか、国・道補助金、受託料なども含めまして総額で6,247万円、また、事業執行に伴う支出総額は5,737万円となっております。

その結果、当期正味財産額は466万円増加し、前期繰越正味財産を含めた正味財産は4,918万円となっております。

五味温泉事業、産業クラスター推進事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、平成28年度の五味温泉の経営の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、本道経済は依然として厳しい状況にありますので、今後も関係者の一層の経営努力をお願いしてまいりたいと存じます。

また、産業クラスター推進事業につきましては、新たな視点に立った産業づくりや、地域活性化のための総合的な事業を進めていただくよう関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問事項により発言を許します。

質問番号1番、3番 斉藤好信 議員。

○3番（斉藤好信君） おはようございます。一般質問の通告どおりの質問をさせていただきます。

災害に対する危機管理と備えについて。

去る4月14日の熊本における地震によって尊い命が失われ、甚大な被害をもたらした事は記憶に新しい。多くの住民は今なお先の見えない避難所生活を約6,000人余りの方が今もなおなされています。早期の復旧、復興を願いたいところです。

下川町においても、この教訓を対岸の火事とみることなく、安全、安心のまちづくりに向けての取組を進めるべきと思います。

まず、最重要防災拠点である役場本庁の耐震化の備えは、果たして十分なのか。行政の責任を考えれば、防災拠点の耐震化は優先すべきと思うが、町長の見解を伺いたい。

また、事務分掌のあり方で、安否確認、危険箇所への作業機械導入、人員確保などのスピーディーな初動対応が可能なのか。

そして、指定避難所は町内22か所となっているが、そのうちの12か所の避難所は木造建築物で、避難所として果たして妥当かどうか。また、想定避難者に対しての配備する備蓄品は万全なのかを含め、改善すべき課題があると思うが、町長の考えを伺いたい。

次に、林地残材、支障木等の有効活用を促進するための新たな取組が必要ではないかと思えます。チップにできない枝葉などを破砕バークとして牛糞、糞尿と混ぜ、堆肥に活用する新たな設備を整えることも含め、森林資源を無駄なく活用すべきと思うが、町長の考えを伺いたい。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「災害に対する危機管理と備え」について、御質問にお答えをいたしたいと思えます。

はじめに、熊本地震に見舞われ被災された方々に対しまして、一日も早い復旧、復興を心から願うものであり、我が町におきましても、町民の皆さんとともに、防災に対する意識を高めていかなければならないと再認識したところであり、昨年に引き続き、7月21日においてスポーツセンターを会場に全町的な防災訓練を実施する予定をしております。

現在、災害に対する危機管理につきましては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり迅速かつ的確に実施することを目的といたしまして、関係する各行政機関及び団体等で組織する「下川町防災会議」において、地域防災計画を策定し、災害の危機管理に対して備えているところであります。

防災計画に記されている町の災害記録によりますと、昭和29年の15号台風被害から、平成27年10月の低気圧被害まで、台風・水害・大火・山火事・強風など様々な災害に見舞われる中、これまでの60年間では、幸いにも地震による大きな被害はない状況にあります。

御質問の一点目の「防災拠点である役場本庁の耐震化の備えとデータのバックアップ体制」につきまして、役場庁舎の耐震化は未実施となっております。また、近隣市町村の耐震化の状況でございますが、和寒町が平成23年度に実施しているところでございます。町といたしましては、改修に係るおおよその経費を把握するためにも耐震診断が必要と考えており、実施に向けて検討を進めてまいりたいと思えます。

データのバックアップ体制は、「住民基本台帳」、「戸籍情報」及び「税情報」等、基本情報の多くが本町以外にデータを保存する「クラウドシステム」を利用しているところでございます。一方、「クラウドシステム」を用いない個別業務データは、CD-R等に記録する物理的なバックアップを実施しておりますが、万が一の状況に備えて「クラウドシステム」への移行を検討してまいりたいと思えます。

御質問の二点目の「事務分掌で安否確認、危険箇所への作業機械導入、人員確保などの初動対応」につきまして、防災計画に基づき設置する災害対策本部において、九つの部のうち、税務住民部が住民の安否に関する情報の収集に関する体制整備を担当し、各部の横断的な対応と地域情報連絡員である公区長の皆さんと連携し、それぞれ対応してまいります。

また、危険箇所への作業機械導入、人員確保などの初動対応につきましては、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している下川町建設業協会を中心に行い、さらに関係行政機関、団体及び近隣市町村等と「応急対策業務等に関する各種協定」

に基づき、初動対応を実施してまいりたいと思います。

御質問の三点目の「指定避難所の一部が木造建築物と備蓄品」についてであります。指定避難所は、町内の 22 施設を指定しており、そのうちの 12 施設が木造建築であります。

指定避難所の指定の要件は、一つには、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。二つ目には、速やかに被災者等を受入れし、または生活関連物資を配布できること。三つ目には、想定される災害の影響が比較的少ないこと。そして四つ目には、車輛などによる輸送が比較的容易なこととしており、木造・非木造を問わず、現状の建築基準法に基づく耐震性を備えた建物であることが望ましいところであります。震災以外の災害も想定されますことから、指定避難所として指定しているところであります。

また、備蓄品は、阪神淡路大震災以降に災害医療分野で生死を分けるタイムリミットとされる「72 時間」を想定し、100 人分の 3 食 3 日分である「900 食」の保存食をはじめ、保存用飲料水、寝具・日用必需品など最低限必要なものを備蓄しているところであります。

最後の、御質問の四点目ですが、「砂防ダム倒木」について、町内にある砂防ダム等の施設は、全て国または道が管理しているものであり、町が管理しているものはございません。町内に設置されている施設は、その殆どが、溪流の勾配を緩和して、流速等を調整することを目的とする「治山ダム等」であります。倒木の除去と有効活用について、上川北部森林管理署及び上川総合振興局林務課に確認いたしましたところ、危険性等の問題がある場合は除去等を実施するものの、町の木質原料製造施設に搬入することは、運搬コスト等の課題から難しい状況にあるとされております。なお、岩尾内ダムの流木や河川等の支障木については、引き続き国及び道の協力を得ながら受入れしてまいります。

以上申し上げまして答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 下川の地域の実状を踏まえた、万が一の際にも万全な体制づくりというのは、事後対応型から予見対策型の減災、防災を進めることだと思っております。

阪神淡路大震災後の 1995 年には、国は耐震改修促進法を制定し、耐震補強を推進してきた。この度の熊本地震による犠牲者が、阪神淡路大震災の犠牲者 6,000 人余りから比べると 100 分の 1 程度におさまっている。この大きな理由というのは、1995 年からの 21 年間の耐震化の努力が大きいと思われまます。

しかし、この耐震化の整備については、小中学校などの文教施設が優先されたことも事実であり、庁舎や病院…こういう下川でいうと町民にとって非常に大事な部署の耐震化が遅れていたために、今回の熊本地震では宇土市役所、八代市役所、それから益城町、熊本市市民病院などが災害時に最も重要な役割を果たすことができませんでした。この事例をみてもですね、下川町においても庁舎の耐震化、並びに病院の耐震化の整備を行うことが大事じゃないかというふうに思います。

建築基準法では、耐震化の基準として、震度 6 強から 7 に耐えられるかどうかの基準が持たれております。そこで、現時点での下川本庁の耐震度、それから病院の耐震度についてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 庁舎と病院について現状をお話いたします。耐震診断に必要なものにつきましては、平成 25 年の改正の「耐震改修促進法」というものにおきまして、三段階で指定されております。

一つ目が、所管行政庁の指導、助言対象建築の要件ということであります。

二つ目が、所管行政庁の指示対象建築の要件。

三つ目が、一番厳しいんですが、耐震診断義務付け対象建築の要件という部分でございます。

この中で、庁舎におきましては、2,000 ㎡を超えるということで、所管行政庁の指示対象建築の要件という中に合致しております。これにつきましては、義務付けはございません。ただ、速やかに耐震診断を行う方向性が望ましいという内容でございます。

病院につきましては、建物上、2,000 ㎡を下回っております。全体では 2,000 ㎡を超えている部分なんですけど、2,000 ㎡を下回っておりまして、第一段階の案件ということで、耐震診断の義務付けはないということを確認しております。

全体的には、昭和 56 年度以降の建築物について、耐震診断を合致した建物であるということ、それ以前の建物については耐震診断の必要性があるというような内容となっているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） ということは義務付けがないということで、これから診断を受けるという…庁舎の耐震度というのがどのぐらいあるのかという基準をこれからやっていくということでよろしいですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 当然、耐震の状況をこれから把握していくとともにですね、それに伴う費用ですね、このへんが町として将来的にきちっと調達できるかどうかという、そういうのも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 確かこの本庁はですね、昭和 49 年の建築だというふうに聞いておりますが、確かにですね、先ほどの町長の答弁にあったとおり、ここ 60 年来ですね上川地方辺りは地震による大きな災害というのはなかったことは事実ですが、先ほど僕が述べたようにですね、やはり九州地方というのは今まで大きな地震がなく、どちらかというところと台風被害によることを想定して、いろんな防災設備をやってきたということで、本当に

今回の地震は九州地方にしてみればですね、本当にまさかという災害だったというふうに思うんですね。確かに60年間はなかったけれども、建築41年過ぎるこの本庁がですね、やはり下川町民にとっては指揮系統の災害の本部になると思うし、将来のことも考えてやはり早急にこの耐震の診断を受けてですね、改善すべきものは改善する。確かに財政上の問題があるというのは、これ全国どこも同じですが、それを含めてですね行っていただきたいと思います。

あわせてちょっとお聞きしますが、町立病院、それからあけぼの園、それから山びこ学園の災害における避難のマニュアル的なものを策定して、または訓練などを行っているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） あけぼの園長。

○あけぼの園長（桜木 誠君） ただ今、御質問のありました、避難訓練等の実施でございますが、あけぼの園につきましては、まず災害時の発生等について、町の重要な計画…防災計画であります「下川町地域防災計画」、それと「あけぼの園危機管理等マニュアル」、これは地震の方も想定しておりまして、そのほかに「あけぼの園等高齢者福祉施設、消防及び支援災害等防災計画」、これらに基づきまして入所者等の人命の安全確保を最優先に取り進めているところでございます。避難訓練につきましては、6月22日、自主避難訓練ということで予定をしております、事実想定につきましては、これまで特定したもので実施はしておりませんでした、今年度、そういうところも含めて実施していきたいと考えてございます。

○議長（木下一己君） 山びこ学園長。

○山びこ学園長（白石 仁君） ただ今、御質問がありました、防災計画に基づきまして、山びこ学園におきましても避難訓練等を実施しております。施設の運営に関しましても指導がありまして、防災の関係とかいろいろと含めまして年4回の中で災害、あと夜間想定、地震想定をしまして訓練の方を行っております。先ほどあったように、あけぼの園と殆ど同じようなかたちで山びこ学園におきましても実施しているところであります。グループホームも同じようなかたちで、グループホームの方は年に2回ですけれども、夜間そして地震災害を想定しまして訓練の方を行って…たまたま今日はその日だったんですけれども、実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（田村泰司君） 町立病院の状況についてお答えいたします。町立病院におきましても毎年、院内におきまして避難訓練を実施しているとともに、院内連絡会議等で防災計画についての説明、あるいは全体の確認、災害時の病院の役割、ハザードマップなどによる避難所の確認、周知を実施しております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） データのバックアップ体制については、先ほど町長の答弁の中でクラウドシステムを使って行っているということですが、この中の本町以外というふうにあります、もしお答えできればよろしくをお願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（藁谷省吾君） 大体42システムぐらい役場の中にありまして、そのうちクラウドで18システムを庁舎外のところに保存をしていると。検討中が1システムありまして、それぞれ設置場所というのを確認しておりませんでした。どこにクラウドシステムで保存しているというのが明確に答えられませんので申し訳ありません、時間をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） せっかく保存してあるんですから、その確認はきちっと…担当課長だけではなくて、やはりですね、ここにいる課長の方が把握しているということが大事だと思うんですね。

それでは、電源には必ず補助電源というのがあるとは思いますが、公共施設ですね…病院も含めて、補助電源の…補助電源というのは主力電源が切れた時の大切なものですから、この補助電源のメンテナンスというんですか、確実に本電源が切れた時に使用できるような、年に何回かのメンテナンスを行っているかどうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 役場庁舎におきましては、3.5kwの非常用のバッテリーを備えております。また、今年度、新たに災害用といたしまして20kwの非常用の設備を整えることとなっております。点検につきましては、定期点検を毎回行いながら実施しております。毎月ではございません。稼働をですね基準で決められた期間において、職員が定期的に点検をしております。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） その点検ですね、毎月やっているのか、それとも3か月に1回やっているのか、それとも職員が気付いたときにやっているのかという…ちょっと曖昧なので、そのへんはあると思うんですね…3か月に1回とか。そこをきちっと言ってください。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 申し訳ございません。発電機の点検の基準がですね、今、承知してございませんけれども、基準に従って毎回やっております。後ほど基準等々を御報告したいと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 確かに下川で大きな災害がないことが続いているので、なかなか危機管理というか危機意識を持つことは難しいことだと思いますけれども、やはり私たちはある意味、町民の生活、生命を守るという立場にあると思うんで、そのへんはもう少し職員が共有できるような体制を取ったほうがいいと思うんですね。

次に移ります。災害が起こったときに、一番被害に遭われるというか犠牲者の多くは、災害弱者と呼ばれる高齢者または小さな子供が巻き込まれるということが多いわけなんですね。今回、熊本地震の49名の犠牲者の中で、実に6割が65歳以上の高齢者が犠牲になったということでもあります。

そこで、今回、僕が話すのがですね、ある意味、最悪な事態を想定して、どういうふうに動くのかということを確認しているんで、そのへんを汲んでいただきたいと思います。

まず、安否確認は、先ほどの答弁では、税務住民部だけが行っていくのか、または文教部…教育委員会ですか…を含めて行うのか、または全部署の中から安否確認の職員を選抜して…そういう体制になっているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 災害時の安否確認といたしましては、災害時避難行動要支援者の名簿を備えておまして、現在127名おります。この方達の名簿に従って税務住民課が中心になりまして、全職員等々の連携の下に安否確認をするというようなことになっております。今年の1月19日、20日の大雪の時にですね、こういった安否確認の必要に迫られまして、全職員が連携しながら、職員としては…安否確認の行動に出たのは30名、2人組で525世帯を回りながら安否確認、そして大雪に対する除雪、給排気筒の除雪等々をしながら確認をしております。名簿に従いながら地図等々を作って、常備…備えております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 先ほども述べたとおり、災害時では最悪の状況を想定しておかなければならないと思うんですね。例えば、固定電話、それからIP電話…そういう通信手段が閉ざされた場合、これは職員が現地の家へ赴いて本人がどういうふうになっているのかという安否確認を行わなければならないようになると思うんですが、今、課長の方からお話が合ったとおり、地域の実状というか、私も下川に来たときに、この何線という住所がよく分からなかった…今でもあまりよく分かりません。こういう何線のどこどこという

…市街地の中でなくて、ちょっとした郡部の方の家のところに行って、確認を取ってくれといったときに、果たしてなかなか地理に明るくない職員が迅速にその現場に行って安否確認ができるかどうか。また、そこに行く道路が危険とか、そういうことは職員に判断ができるのかということ、日頃からどのような教育をされているかお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 先ほど申しましたとおり、名簿に従いまして地図等々戸別のものを用意して…最初は電話で連絡を取りながら、電話の連絡が取れない場合についてはそこへ赴きながら対処するというをやっておりますけれども、特に下川の場合、そういう職員の訓練ですとか教育等々は具体的なものは実施していないと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 僕が聞いたのはですね、要するに全職員が、どこどこの奥の誰々さんの家へ安否確認へ行ってくれといった時に、職員全部が直ちにそこへ行けるかどうかということを知りたいんです。日頃から地図を机の上に置いて…そういうことができると思いますが、やはり日頃から地域の実状に明るくない職員に対してはですね、直接車で行くとか、どこどこの道を通っていったらいいという、そういう細やかな指導をされていなければ、この災害に遭った時に迅速に行動することは…なかなか名簿に載っている方のところに行くということは難しいんじゃないかというふうに思ったので、そのへんを聞きたいと思いますがどうでしょうか。…先ほどですね、30名の方が今回の豪雪の時に行かれたと…では今現在の安否確認を担当される職員が全員、郡部の方のだれだれさんの家へ行ってくれというときに行けるかどうかということなんです。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） すみません…説明がうまくいきませんで…我々、地図をきちっと持っておりますので、おそらく役場の職員であれば行けるといふふうに判断しておりますし、30名ということが限定ではありませんので、その状況によって50名になったり20名で編制したりというようなことで行ってまいりたいと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 分かりました。ひとつですね、机上の中でどこどこにはどういふふうに行くという話ではなくて、時間があれば担当の職員に現地の方を車で回ってもいいですし、そういうふうにして地理を詳しく把握できるようなことも一つの訓練だと思っておりますので、そのへんをよろしくお聞きしたいと思います。

それではですね、そういうふうには職員が行きました。その家がある意味災害に巻き込

まれる可能性があるといった時に、その職員が本人を避難所へ誘導する、その時の危険かどうかの判断というのはどのようにされていますか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 私の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。非常に災害といっても大きなものから水害、台風、様々な部分があるかと思えます。

役場の職員につきましては、日頃から町民の安全、安心を守るということで、災害対策本部設置の訓練、それから避難訓練等実施をしております。また、町内の地理の関係につきましても、部署部署で異なるとは思いますが、例えば、農務課の職員については、日頃から農家回りをしておりますので、そちらの方の地理については詳しい。福祉関係の職員であれば、そういった弱者の方の家なども把握をしているということもございますので、そういった災害の種類等に応じて職員の対応も異なってくるというふうに思っております。いずれにしても職員数が限られている中で、非常に危機的な災害が起こった場合に、役場だけで対応できるかという、そういう状況にはないというふうには思っております。そういった中で、役場の職員、消防の職員、あるいは関係機関も含め、それから地域の住民の方も含め、そういった訓練を重ねながら対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 分かりました。

高齢者、特に通院者ですね、それから障がい者の方々のお受け入れ態勢ですね、これは医療収容施設の中でどの程度の受け入れが可能なのか。これは一般の…先ほどいった22の避難所にはこういう方は非常に厳しいと思うんですね。そういう意味で、この医療施設の受け入れ態勢ですね、どのくらいまでが現時点で可能なのかどうかを伺いたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（田村泰司君） 適切にお答えできるかどうかちょっと難しいところもありますけれども、町立病院は防災計画上、被災者の医療救護など、医療部、救急医療班としての役割、医療機関としての本来の機能というのがございまして、その本来の機能に支障がないよう配慮しなければならないという部分がありますけれども、病院の施設に危険がないことを確認した上で、受け入れ可能で緊急に対応が必要な場合については、院内のスペース等を活用することも可能ではないかというふうに考えております。また、二階の病棟につきましては、既存の入院患者の方もいらっしゃいますし、そのほかの…災害となりますと被災者の医療、救護というものの対応が最優先ということになりますので、そういうふうに考えておりますけれども、その時点の病床の空き状況ですとか、医療スタッフの確保の状況により、受け入れが可能かどうかを検討し、対応できるものには対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 先ほど述べたとおりですね、特にこの通院者ですね、1週間に2回、3回通院しながら生活されている方、それから障がい者の方というのは、一般の避難所というのは…皆さんも新聞等々でお読みになって分かるとおりに、非常に厳しい生活が余儀なくされているという状況です。この面も含めて、これは病院だけではなくて、あけぼの園も含めて、そういう態勢のあり方も検討の余地があるんじゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） いずれにいたしましても、今、御指摘いただいたことをもう一回しっかりと見つめ直す必要があるだろうと考えてます。いずれにしてもいろいろ優先すべき災害があるかと思えます。特に下川の場合は、今回の発表でも地震というものについては非常に確率が低いということで出されましたけれども、例えそれが1%であっても、並行して危機感を持って担っていきたいなと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 次にですね、避難所の環境についてお伺いします。避難所の先ほどいわれた22施設ですね、それから残りは大きな公共の建物とかが多いわけなんですけど、殆どですね…全国のいろんな災害に遭ったところの状況をみますと、不便を来していることにですね、床が多くはフローリングまたは…要するに硬いもの、冷たいものがあるって、ダンボールを敷いて座るとか、例えば、横になるということが非常に辛い。今回、熊本地震では、熊本のある地方の畳の民間業者が120枚の畳を各避難所に提供されて、特に高齢者とか障がい者の方に喜ばれているという報道もありました。例えば、そういう状況になった時に、畳の一時的な代わりとってはなんですけど、例えば柔道の道場にある畳…マットというかそういうものを…使えるものをきちっと日頃から用意しておいて、そこに一時的に使用することも必要じゃないかというふうに思うんです。

それと、今のこの指定避難所になっているところ…22か所、先ほど言ったとおりに、下川は地震より雨とか風とか、そういう災害があるわけなんですけど、そこに運ぶ備蓄品の食料とか、救急箱…これ救急箱というのは5人から10人ぐらい使用可能で、確か3箱しか用意されてないと思いますが、こういう備蓄品というのはどの時点で職員がその避難所に配置するのか伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 避難所につきましては22か所、規模的には人数で4,400

人程度が入れるような…規模的なものを構えております。保存食につきましては900食程度を持っておりまして、寝具等々についてはダンボールベッド、そして毛布等々を最低限ですけれども準備をしている状況でございます。これにつきましては、災害対策本部を設置して、その後、職員が必要に応じて指定避難所の方に配るといようなことを現在想定しております。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） もう少しですね…配置する時点が、どこの時点でやるのか。一番目は職員に招集をかけて待機させる。それから出動に移るわけなんですけど、どの時点で…これはあくまでも町長…本部長が判断されるのか、それとも担当の部のトップが判断されるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 最終決断は私が本部長としてやることになりますけども、それまでの情報収集等は九つの部がそれぞれやっていただくことになって、そしてその状況の中で判断をしていくということになります。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） それではですね、下川の…先ほど述べられた60年間の地震はないけども、大雨とか集中豪雨とか、それから近年ではゲリラ雨のような洪水被害とか暴風の災害が多いわけなんですけど、ここ10年、15年ぐらいの被害の状況を簡単でもいいですが大きなものを2、3話していただきたいと思います。そして、その時の被害額というのがどの程度掛かったかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） ここ最近のものといしまして、平成27年10月に起きました低気圧暴風雨で町内一円が被害を覆っております。農業被害、土木被害を中心に被害額が約6,300万円ほどになっております。また、同じ27年7月にも上名寄を中心にいたしまして大雨がございます。これにつきましては農業被害、土木被害等々で約130万円。

あと、大雨につきましては、個々ございますが、26年8月にもございまして、これにつきましては全町的な被害で、住宅等々も床下浸水等が十数戸ございます。被害額につきましては1億400万円というような状況になっております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 協力要請機関の中にですね、下川の建設業協会が入っていると思

いますが、この災害応急建設資機材、それから水防資機材の調達、配分、または作業用機械運行ということになっておりますが、道路障害物の除去、それから危険水防区域に派遣要請を迅速に行うような協議はされているのか。そして、要請した時、建設業界に使用可能な、大体災害…特に水害等による作業では、ショベルよりもユンボのほうが作業効率が良いと思いますが、その作業機械はこの協定の中では何台使用可能になっているのか。当然ですね、この災害というのはいつ起こるか分からないので、そこに何台と決められていても、その状況になった時に、この町の中にその台数がなくて、当然向こうも仕事ですから地方にそういう作業機械を持ち込んでやっている場合は当然使えないと。そういうのを含めて、今、協定の中でどのぐらいの数が参加可能なのか、そのへんをお願いします。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 建設業界との協定の中で、具体的な日時ですとか、そういった個々の状況によって違ってくるといふふうに考えておりますけれども、保有台数についておさえさせていただいております。現在、下川町の建設業界の中では所有でございますが、バックホーが 23 台、ブルドーザ 5 台、トラック 17 台…これ大きさ個々にあります。ユニック 13 台、ホイールローダー 12 台、除雪車両が 10 台ということで、重機車両関係で 80 台を持っております。また、ポンプにつきましては 37 台、発電機が 14 台と、あとブルーシート等の資材機器が 3,800 枚ほどございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） それでは続いてですね、その協議の中で、災害時においてどのぐらいの取り決めがあるかどうかなんですが、例えば、班溪地区とかそういうところに、何地区は A 業者が直ちに行くとか、B 業者が行くとかですね、そういう災害が予想される地域にあらかじめ決めておくことも、迅速に対応できる策じゃないかというふうに思うんですが、そのような細かなところまでは協議されているかいらないかをお願いします。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 災害が現実に入った場合、個々具体的な緊急等々などころを考えながら状況に対応していくことになるというふうに考えております。そういった意味からも、個々にどこがどういふふうにといふところの具体的な内容については、今検討はしてございません。今後、そういったものも含めて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 災害予防計画の中に、危険箇所水防区域 16 とか、地すべり、がけ崩れ等危険箇所 14 か所、それから土石流危険渓流というのが 62 か所というふうに示

されておりますが、殆どの管轄権が国公道にあると思うんですが、その区域については、当然、町から要請し協議中ということで理解してよろしいですか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 対応につきましては、道庁を中心に連携を図りながら、必要に応じて計画を策定していくということでございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） その中にですね、14線川の計画実施となっているんですが、先ほどですね砂防ダムはない、あるのは濁流を抑える治山ダムというふうにお答えになりましたけども、あそこの14線の上流の方にはですね、この治山ダムですか…これ4か所ありますが、ここの部分は公区長会議等で何度か要請があったと思います。私も現地へ行って見てまいりましたけども、かなり砂が流されて本来あるべき高さの堤防というか…あれがですね、1mぐらいに上がっている。あれでいくと当然上からきた…溪流といえども大雨ではですね、あそこを通り越して下にいってしまう、治山の意味がないんじゃないかと思うんですが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 今現在、町内に設置されております、溪流のそういう治山ダム等ですか…下川町が管理するものではなく、国及び道が管理しているものでございます。今、御質問のあった治山ダムの管理でございますけども、そういう危険性があれば町から要望して土砂、または倒木等の除去をしていただくこととなります。ただ、治山ダムの設置の構造の目的が、溪流の勾配を緩和して流速のコントロールなどが目的となっております。また、そのダムの後背部につきましては比較的、砂等が満杯の状態になっているというのが通常の管理状態の中でみられておまして、その部分については管理上、問題ないという見識だというふうに聞いております。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ということはですね、問題ないということですね。今言ったところですが、課長はそこに行かれて現場をみたんですか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 上名寄の河川の治山ダムにつきましては、みられる範囲で巡視してまいりました。その中で、管理している上川総合振興局の担当にも問い合わせしております。ただ、そういう危険等の可能性がある場合は対応するというふう

な回答も得ております。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 是非一度現場へ行って、そこでどのような対応が可能か是非していただきたいと思います。

次にですね、残材の件ですが、この間、植樹祭の時もいろいろみましたが、結構多くの残材がありますけども、確かにそういうものをこっちへ引っ張り出してやるということでは、コストの面でも非常に大変だと思うんですが、作業機械の中で移動式というものもあるというふうに聞いていますが、それも対策の一つとして考慮していただいて、また、エネルギー協同組合ではなくて…何といいました、緑町の正式な名前はなんていうんですか…わかりますか…チップを作っているところですね、あそこでも破砕機というのは原木…大きなものはチップになりますが、これどんなチップ機械もそうなんですが、今ある確かドイツ製の機械というのは、枝葉とか細かい部分は確かチップにはできないと思いますが、そういう部分は回転式のものであれば全部細かく…スクリーンさえ変えれば細かい破砕バークとなつてですね、これはほかのところでもやっていますが、堆肥を作る時に牛糞とか糞尿とかそういうものに混ぜれば、効果的な堆肥作りが可能なのかなですね。循環ということを掲げられた町長の中においてはですね、こういう取組…確かに枝とかいろんなものというのは現在はどうしようもないけれども、そういうものを破砕バークにして堆肥に入れるとか、またはボイラーなどを使用しているところに価格を決めてきちっと売るとかですね、無駄のない活用が必要じゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 仰るとおり、森林資源の有効利用につきましては、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておきまして、今現状におきましては、そうした枝葉バークの利用につきましては、コスト面の課題が大きく立ちはだかっておりまして、実現に至っておりませんが、今後、全体的にそういうコスト面などを十分考慮しながら有効利用を図っていくように努力していきたいと考えております。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今、あそこでは家庭の庭木の剪定とか、そういう部分も確か受け入れていると思いますが、あその場所は町長も御覧になって分かっているとおり、一部を除いて殆どが砂利なんですね。きちっとアスファルトを敷いてですね、入ってきた物をきちっと使うような方向にしないと、結局砂利とかが入ってですね、当然機械に入れれない、じゃあどうするのかという破棄…そういうふうになると思うんですね。それではまるで意味がないのではないかと思います、その点だけを伺って私の質問を終わります。

以上です。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 仰るとおり、施設内につきましては、そういった砂利の問題も現状ございます。ただ、コスト等の問題もありますことから、今後ですね、完全に有効利用できるようなかたちというのを目指して考えていきたいと思っております。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

次の質問時間の関係もありますので、ここで13時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午後 1時00分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質問番号2番、7番 春日隆司 議員の一般質問を行います。

7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 谷町政一年の総括について、町長就任一年が経過したわけですが、質問させていただきます。

一点目、町政全般をどのように総括、評価しているか。また、その成果は何か。

二点目、前町政に対する町長の主張された課題…町民意見を聞く姿勢が欠けている、行政主導型の流れを変える、硬直化した行政など、こうした主張課題が進展しているか。

三点目、政治倫理の取組について進展しているか。

以上、三点質問いたします。そのほかについては、自席で質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「谷町政の一年間の総括」について、御質問にお答えしたいと思います。

御質問の一点目の「町政全般の総括、評価または成果」につきまして、公約としてまとめた「120の約束」と「主要公約」を、総合計画の後期計画や平成28年度予算に可能なものから盛り込んでいるところであります。公約のうち、全体の8割程度を実施、若しくは実現に向けて歩み出したところであります。これら施策の進捗により、効果が顕著に表れるものや徐々に見えてくるもの等、様々な現れ方があるかと思っております。

例えば、除雪関係の事業者による情報共有組織である「除排雪対策連絡協議会」の設立、出産のお祝いとともに健康な子供の育成を祈念する「百日の祝い」、前町政から引き継ぎ、利便性や予約時間設定等の改善を進めてきた「良いともタクシー」は、アンケート結果から満足度が大変高く、町民にとってなくてはならないものとなっております。

町政の評価につきましては、町民の皆様の評価によって判断すべきものと考えておりま

すことから、どのような評価をいただき、次期の施策反映にどのようにつなげていくことができるか、今後においても知恵を絞り、汗をかいていきたいと思いをします。

御質問二点目の「主張課題の解決の進展」につきまして、町民との対話を重視していく姿勢に変わりはなく、町民の皆様をはじめ、各団体や町職員との懇談を通じて、様々な御意見をいただいているところであります。顕在化している御意見はもとより、潜在している御意見をどのように引き出し、お受けすることができるか、日々腐心しているところであります。前町政の優れた施策を引き継ぎ、将来の下川町を創造できるような基盤をつくること。一方で、現状の課題を解決するために新しい手法を用いることも必要かと思いをします。

町民皆さんから御意見をいただくためには、情報の公開が肝要と考え、広報を中心として基本的な行政情報の発信に努め、町の将来に影響を与える施策については、住民説明会を開催し、お伝えできる機会を創出しているところであります。一方で、行政が主体となって事業を進めていかなければならない場合もあることから、普段の情報発信とともに進捗の節目には積極的な御説明が必要であると考えているところであります。

御質問の三点目の「政治倫理の取組」につきまして、昨年、「町長等の政治倫理規程」を制定し、町長等の行動基準を明確化したところであります。この規程は、倫理規程を保持するため、町長等に対する町民の調査請求権の存在を明らかにしております。これは大変厳しいものと認識しているところであります。

また、本年2月に自治基本条例の検証と見直しを検討するため、庁舎内に「プロジェクト会議」を設置したところです。このプロジェクト会議では、現状と課題の洗い出しを始めたところですが、当初の予定よりも議論が遅れている状況でありますことから、早急に庁舎内の検討作業や町民の皆さんとの検討作業を進めてまいります。

以上申し上げます、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） まず、円滑な議論を深めるため、共通認識を持たしていただきたいと思いをします。

下川町は先人の築いてきた長年の取組と基盤の下に、環境未来都市など日本の小規模モデルまたは世界のトップクラスの成功事例を生み出すという取組を今されているところでございます。他方、町長は日本一幸せなまちをつくるという理念を掲げ、町政を推進しているわけでございます。こうした歴史、現状を踏まえると、下川町はごく一般的にいう普通の自治体ではない、従前の取組にとらわれない先駆的な行政、政治、規律、法体制も含め、新しい自治体の仕組みをつくると…展開すると。先ほど答弁にもありました新しい手法を用いてということを言われました。

まずはじめに、この認識について共有することができるかどうか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思いをします。

○議長（木下一己君） 町長。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それについても、当然、事務事業評価は内部的にやっておりますし、また、町民の皆様からも一定程度の評価を示していただいて、そしてそれを改善していくものをこれから施策に取り組んでいくということでございますし、また、人事評価のシステムについても、今年度から着手というかたちを取ってございますので、いろいろなかたちで外側からの評価、内側からの評価、こういうようなところから次の施策へ向けて反映していけるのではないかとということで、期待とそしてまた覚悟を決めている次第でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 地域の課題は山積しているわけでございますけれども、施設整備、それから維持、存続、…例えば高校問題、施設であれば今後計画している設計に入っている高齢関係の施設、これらについて現状を分析して解決策を探っているということだと思いますが、こういう課題に対しての町長の基本的な考え方をお尋ねいたします…課題に対しての対処の方法といいますか…。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 当然、地域課題というのはたくさんございまして、それは分類するときののないところだとは思いますが、いずれにいたしましても今、例えば、高校問題一つ取り上げても、将来的に下川商業高校を存続させていくにはどうしたらいいんだという大きな命題の中で、きめ細かな施策をつくっていく、あるいはきめ細かな事業活動を展開していくということが必要ではないかなと考えてます。例えば、この28年度におきましては、今、教育委員会等中心になりまして、下川商業高校がサテライト校として位置付けされているわけでありまして、このへんを広域で同じ立場にあるほかの学校と連携をしていきながら、そして所管である道教委の方に要望活動を徹底していくと。こういうところも一つの施策の展開でありますし、また、生徒募集につきましても、従来は道内の各中学校を巡って、そして生徒募集のリクエストをしてきたという活動がございまして、それにプラスアルファして今後は…これは単独での展開も必要でしょうし、また広域による生徒募集の施策等も考えながら進めていくということが必要だということで考えているところであります。いわゆる高校問題一つについても、本当にきめ細かな施策をつくっていったら、将来10年後、20年後、50年後、どういう展開になっていくかということをしっかり把握していく必要があるのではないかと考えてます。それについては、それぞれの施策…高校だけではなくてですね、産業についても、あるいはまた医療についても、福祉についても、それぞれの分類の中でその領域をしっかりと築き上げていくことが必要じゃないかということで考えている次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） おそらく考え方は一緒かと思いますが、右肩上がりの状況ではない、現在のように先が見通せない時代にあって、課題を積み上げてそれを解決するという方法も一つございますが、将来をやはり…10年先、20年先を見据えて、どういう姿になるんだということを想定をしながら、そして現在何をすべきか、現在それに向かってどうすべきかという…いわゆるバックキャストिंगと申しますか…そういう将来を見据えた考え方と現状分析というのが相まって課題の解決へ進んでいくということが必要かと思いますが、そのへん共有ということによろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の言うとおりでございまして、中期的には総合計画という町のビジョンがございますので、現在は27年度からスタートしたこの総合計画の後期計画のところで、30年度に向けてしっかりとこの計画を実現できるようにしていくということが当面の進め方だと考えておりますが、いずれにしても下川町が循環型森林経営という大きなテーマをいただいてございますので、これについては本当に50年、100年、200年という単位で森林資源を守っていくという、こういうような大きなビジョンもあります。いわゆるこういうようなことも背景に置きながら、様々な施策について中期だけではなくて、長期にわたって執行していくということが必要ではないかということで考えている次第であります。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは二点目の質問に移らせていただきます。

質問に対して一つ、行政の硬直化という質問をさせていただいております。そのへんについて現状、今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） どうしても一般的な話になりますけども、行政というのは住民から少しかけ離れたところで分類されているというのが事実でございまして、それは公務員として公平性、公正さを遵守していかなければならないというものもあるでしょうから、一定程度、住民との距離もおかざるを得ないところもあろうかと思えます。しかし、それを風通しの良い町行政とするためにも、住民の皆様と多くの語れる場をつくっていくことが必要ではないかと考えてます。十数年来、開かれておりませんでした住民との懇談会ということで、昨年、懇談会を四会場で開催させていただいたり、あるいはまた職員の地域担当制というものも、これも古くから実施されてまいりましたが、これを少しでも活発化できるように公区長の皆様といろんな議論を重ねております。

さらに、職員に向けては、住民の皆さんが感じている行政の不満、あるいはまた期待、

様々な意見や具申に対しまして応えられるように、きめ細かに対応策をつくってまいりたいと考えているところでございまして、先般もその改善するいろいろなかたちづくりというのをスタートさせたところでございまして、少し時間が掛かろうと思っておりますけれども、しっかり推進してまいりたいと思っております。

また、庁舎内においては、これまで朝のミーティングというのが部分的な所管課しか行っておりませんでしたので、全課がそのミーティングを各課で行えるようにという指示を出したところでございまして、いずれにしても職場内でのコミュニケーションというのが第一として考えてですね、そして住民の皆様へ施策が反映できるように、あるいはまたいろんな不安に応えられるようにしてまいりたいと考えている次第でございまして。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 町長のお考えですが、ちょっと質問が変わります。補助事業の提案の前に、住民との意見交換の場が必要だと。この考え方というのは今も変わっておりませんか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これもおそらくケースバイケースによるものだと考えております。基本的には情報開示をしながら相談をしたり、あるいはまた諮問委員会が開かれるものについてはそこに諮問したりとかたちを取ることが必要かと思っておりますけれども、いずれにしてもケースバイケースでそのへんはしっかり対応できるようにしてまいりたいと考えてます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは三点目でございます。政治倫理規程を設けたということでございます。規程は政治倫理審査会を設置すると。まず設置するということは、町長自らそこに調査審議をしてもらおうと。一方、町民の権利であります町民の調査請求権。この二本立てになっていると思います。言葉尻じゃないんですが、大変厳しいと…町民入れたと…これごく当然のことでないかと思っております。そんな中で、二本立ての柱で町長自ら政治倫理審査会に審議していただくと。前段に町長自ら政治倫理審査会に審議を諮ったということはございますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） その審査会に諮ったものはございませんけれども、いずれにしてもその厳しいといった表現はですね、これまでそういう倫理規程は職員の部分しかなかったわけでありまして、特別職…三役の中にもこれを取り入れたということで、真摯に受け

止めながらですね、今後やはり倫理や秩序を形成できるようにしてまいりたいと、意を強くしたところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 町長自ら政治倫理審査会を開いて、町長の政治倫理について審議していただくというのは、今後予定はございませんか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それもケースバイケースによるのではないかと考えています。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前にも御質問させていただいているところでございますが、好むと好まざると、いかなる理由があろうと、やむを得ない理由があろうと、現在、町長は会社の株を持って、一部無償譲渡されたということでございます。無償譲渡というのは寄附行為に当たるという…一般的な認識かと思えます。とって、親族の場合については、これは除外になると。一般の人に対して無償譲渡の株が渡っているとするならば、これ法律上、寄附行為の禁止に当たるのではないかと思います。一方で、先ほど申し上げましたとおり、いかなる理由…やむを得ない理由があろうとしても、株主の場合は株主配当を得ると、請求すると、これ権利でございます。これいかに放棄したといっても、ここでまた寄附行為に当たるのではないかと。これはいわゆる専門の人に…いわゆる第三者の公平な判断を得る必要があるのではないかと、適正なのか、不適切なのか、法に違反していないのか、是正するところがあるならば何を是正しなければいけないのかというところがありますが、そういう考え方の下に政治倫理審査会に第三者でしっかり評価してもらおうというお考えはございませんか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それについては、春日議員から昨年来、多岐にわたって質問いただいておりますが、この案件については弁護士及び税理士に相談してございまして、現在のところ何も問題ないということで弁護士からの助言もいただいているところでございます。これに基づいて、これからも町政を担ってまいりたいということで考えている次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） そういう私的な調査において問題ないということだと思いますが、

規程上、審査会を設けるということになってますので、やはりその第三者の目でしっかり公平な判断を仰ぐという必要があるし、それが先ほどありました、広報等で住民の方にお知らせするということがより信頼を確保するというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 政治というのは大きく二つの役割があります。一つは住民の安心と秩序の形成を保っていくということであります。それを首長が自ら違反をしてですね、そういう倫理に反するようなことをする自体が職員のモチベーションも下がってしまいますし、また住民の信頼関係がなくなってしまう。それは当然、首長として身を削る思いで物事を考えていかなければなりませんけれども、いずれにいたしましても住民の評価というのはそれだけではないということで考えてございますので、今後も倫理をしっかりと遵守しながら、そして調整を担っていける、そういう努力をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これは町長ばかりじゃなくて、もちろん私も当然いえることですが、昨今、そういう中で…もちろん当然でございますし、恣意的な行動をしない、公平、公正に取り扱うというのは、これは課せられたものですが、やはり下川町が日本のモデル、規範、規律、こういうところも…別に審査会だから特に問題があるところを指摘するとか、そういうところでないと思えます。手続きの話だと思います。私は、やはり民主主義の基本原則が極めて重要だと思います。何人も自分自身に関わるものについては、裁判官になってはいけないということだと思います。是非、そういう…公人が果たさなければいけない手続きというのは、規程もこれ…私がこういう条文でということじゃなくて、町長自ら調査、審議するという項目を設けているわけでございます。是非、そのへんをしっかりと信頼を築くためにですね、町長自ら築いた規程に基づいて、しっかりと調査、審議するというのが…私は無理難題を申し上げているつもりはないですし、これが時代の要請でもあるというふうに考えておりますが、再度、いかがお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先ほども言いましたけども、政治の役割というのをしっかりと担っていける、そしてまた政治だけではなくてですね、公務員としてのあり方というのが実際に住民に対してどういうサービスをしていけるかと、このへんの意義をですね、しっかりと職員とも共有しながら、そして私自身がリーダーシップだけではなくて、イノベーターシップを取れる…いわゆる革新的に下川の町を変えていくことができるかどうかという、そのへんもしっかりイニシアチブを取るよう努力をしていきたいと、このように考えている次第でございます。

下川町は昭和 35 年に 15,000 人を超える人口がおりまして、その後、産業構造の変革やあるいはまた社会の潮流の中で人口がどんどんどんどん減少してしまいました。まさしく今、様々な施策を打って、そして住民の皆様の理解を得て、さらに議会の議決を経て、事務事業を執行していくという、この責務をしっかりと果たしてまいりたいと、このように考えている次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） このへんはちょっと共有ができないんですが、私が言ったのは、自ら作った規程に基づいて淡々と手続きを踏んでいただきたいということでございます。

今、言われた、政治にはいろいろなことがある、信頼に応じて町政のためにというのは、それはそれで土俵が違う話で…というふうに認識しております。町民からの請求があれば調査をするということになっていきますので、二本立ての法体系になっておりますので、そういうところは是非、考えていただいてですね、そんな重い話でもないと思います。地方自治法に認められた附属機関が設置されて、その附属機関でどうかということを確認するという一般の行政手続きの中の一つのことだと思います。重く受け止めることだと思いますが、そう重く受け止める話でもないんじゃないかというふうに思います。是非、そのへんは御検討いただきたいと思います。

それから、さきに申し上げました NPO の双方代理禁止、利益相反の件なんですが、これは手続きは確実に昨年度…それが当たるかどうかという問題もございますが、そのへんいかがでしょうか。昨年、ちょっと疑問点を提示させていただいた、町長が NPO の理事長をやられて、NPO の理事長…谷一之理事長と下川町長と契約を結ぶというのは、民法上と NPO 法上、利益相反等々に当たるという法規制がございます。それを…手続きを…それが問題ないのかどうか、さらに問題あるとするならば、その契約をやり直したと…手続きをしっかりと踏んでいるかということでございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それは解決しているんですよ。答弁も確かしたと…。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 結構です。解決しているということで…。

自治基本条例の見直しが遅延しているということでございますけども、今後のスケジュール的なところは…前に 9 月提案という話もございましたけども、いつ頃の自治基本条例の見直し提案になっていくのでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 冒頭、町長が申し上げたとおり、2 月に庁内のプロジェクト会

議を開催しております。現在、そのプロジェクト会議の中で、現状と課題の把握に努めているところです。4月に入りまして異動等がございまして、若干遅れ気味になっているのは事実でございまして、今後、その庁内の会議、あるいは課長会議等での議論、それを含めて町民の皆様方によります会議による検討、あるいは議会との調整などを含めまして、9月には出したいというふうに考えてございしますが、なるべく急いでというふうに考えてございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前後しますけども、私が質問させていただいているのは、さきに共有させていただいたように、下川はこれから全国の先駆的な自治体に行くということでございます。そういうところで、全国の自治体の…先ほどから申し上げているようなところを是非調べていただいて、政治倫理審査会では資産公開が義務付けられているんですが、その資産公開についても審査会にかけるとかですね、また資産公開については広報に掲載すると、時代の要請といいますか、そういう時代であるし、うちが次に一步進む場合には、やっぱり日本を代表する町、規律、そういうものを含めてやっぱりそれまた日本を代表するようないししっかりした規律…ルールが必要ではないかと思えます。是非、町長の資産なんかもですね、先ほどからいわれています情報開示だとか情報公開とかとありますので、広報等に是非掲載していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 資産公開については誰でも見れるようになってますので、それは要求していただければ大丈夫かと思えます。それを敢えて資産公開する必要は今のところないのではないかと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 是非、今、質問させていただいたところについては再考していただきたいという要望を付したいと思えます。

続いて、二点目でございます。

地域経済、地域力、ポスト環境未来都市について、地域の経済状況はどうか、地域力が向上しているか。「環境未来都市」5年計画の期限切れなので、ポスト「環境未来都市」をどう考えているか。

この点について、御質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 当初から答弁を予定させていただいておりましたので、答弁書を基に答弁をさせていただきます。

御質問の「地域経済、地域力、ポスト環境未来都市」についてお答えいたします。

まず、御質問にお答えする前に、地域経済、地域力など、まちづくり全般の総合指標となります最近の人口動態について、答弁と関係がございますので御説明をさせていただきます。

本年に入りまして、1月1日時点の人口は3,423人でありましたが、5月末時点では3,396人と、この5か月で27人減少いたしました。内訳といたしましては、自然動態で37人の減少、社会動態で10人の増加となっております。

昨年と同じ時期を見ますと、1月1日時点の人口は3,494人でありましたが、5月末では3,468人と26人減少し、内訳としましては、自然動態で21人の減少、社会動態で5人の減少となっております。

昨年と比較いたしますと、減少数はほぼ同数であります。社会動態では増加しているものの、自然動態において亡くなる方が非常に多かったということと、出生数の減によりまして、人口が減少しているという傾向にあります。

こうした最近の人口動態を踏まえ、答弁をさせていただきます。

まず、御質問の一点目の「一年前と比較して、地域の経済状況はどうか。」好転、現状維持、停滞などという項目がございましたので、これについてお答えさせていただきます。

「産業の振興と雇用機会の創出」を図るために、平成27年度に各産業団体の代表者で構成する「下川町産業連携会議」を立ち上げ、これまで3回の会議を開催し、地域経済の状況や課題、今後の方向性などについて共有、議論をしてきているところであります。

地域経済の現状認識といたしましては、産業連携会議における各産業団体からの状況報告では、非常に厳しい状況にはあるものの、経済情勢などの影響を受ける人口の社会動態については、大きな人口流出がなく、今年に入ってから転入者が増加傾向にあるところでございます。農業では生産額を伸ばしておりますし、商工業の事業承継の件数が増加にあるなど、個々では、よい傾向にあると認識しております。

現在の地域産業共通の課題としては、事業者や従事者の高齢化、人手不足が挙げられ、人材の確保、育成が早急の課題となっており、こうした課題を解決していくために、「下川町林業振興基本条例」及び「下川町中小企業振興基本条例」を改正し、平成28年度から事業者への支援制度を拡充しているところであります。

また、本年4月には、既存の「下川町産業活性化支援機構」内に「タウンプロモーション推進部」を創設し、移住促進、人材育成、人材マッチングなど地域経済力の向上に総合的に取り組んでいく所存であります。

御質問の二つ目にごございました「一年前と比較して、地域力が向上しているのか」というものでございますが、今後、高齢化の進展により、買物や除雪などの生活支援が必要な方の増加や自治活動の低下やコミュニティの維持の弱体などが予測されることから、公区活動への支援や除排雪体制、自主的防災力の強化、利便性の高い公共交通の確保及び地域の特性や課題に応じた住民主体の自治活動の活発化を図る等、地域の力を高めていく必要があります。

こうした課題を解決していくため、平成27年度には、公区長会議におきまして、全公区の行事を一覧化し共有しておりますし、公区長連絡協議会との連携強化、さらに13年ぶりとなる公区懇談会の開催や防災訓練規模の拡大などに取り組んでまいったところで

あります。

また、「住民主体の自治活動の活発化」に向けた取組として、公区が主体となった住民アンケート調査の実施、先進地における研修への参加、専門家を招いた講演会の開催や北海道立総合研究機構との連携による「社会的企業」の創設に向けた取組として、地域住民などで構成する準備会を立ち上げ、取組をスタートさせているところでございます。

こうした新たな動きを作り、多くの住民が関与し、行動していくことが、少しずつではありますが、人が成す力、いわゆる地域力の向上につながり、また、つながっていくものと認識しております。

質問三点目にございました「環境未来都市」5年計画の期限切れを前に、ポスト「環境未来都市」をどのように考えているかにつきましましては、現時点で、次期計画に対する国の方針が定まっていない状況にあり、今後、環境未来都市自治体と連携をして、国と協議をしていく所存であります。

町といたしましては、「環境未来都市」の取組を「第5期下川町総合計画」及び「下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けて取組を進めているところであり、また、環境未来都市構想の3つの柱である「森林総合産業の構築」、「エネルギー自給」、「超高齢化対応社会創造」については、いずれも当町の重要課題であり、継続して取組を進めていく所存であります。

以上、答弁といたしますが、地域経済力や地域力の向上、さらに環境未来都市構想の具現化については、今後のまちづくりの重要なテーマであると認識しているところでございまして、持続可能なそういう取組を今後も進めてまいりたいと、このように考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） まず、三点目からの環境未来都市の関係でございまして。平成27年度、事業が推進されたわけでございまして、環境未来都市推進条例に基づいて、下川評議員会を設けて評価をするということになっております。27年度の評価はどのような評価を得られているのでしょうか。これは町長に質問ということなんですが、副町長…環境未来都市推進本部長でしょうか…副町長にも質問してもよろしかったでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 27年度の評議員会でございまして、27年度につきましましては開催をしてございませんので、評価は受けてないということになってございまして。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 未来都市につきましましては、御案内のとおり5年計画を立てるとい

うことで今進んでおります。それで、計画の中で実施しているもの、できないもの、さらに廃止しなければいけない等々もあると思います。5年計画…国の方針がまだ見えてないというところは重々承知しているところですが、総合計画、さらには再生計画等々、私ども町にとって環境未来都市というのは、しっかりした尖った柱となっております。そのへんで5年後、さらに5年計画なのか3年計画なのか…そういう計画を主体的に立てていくと、見直しをしていくというお考えはございますでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これについても、国からもちょっと相談も受けたことがございますし、こちらからもいろいろと問題提起もさせていただきましたし、さらに環境未来都市については、今、11の地域が選定されてございますので、先般も横浜市が中心となって、やはり国だけに依存するのではなくて、選定された11の地域が自ら自分たちの将来を模索していく必要があるんじゃないかということで意見交換をさせていただいたところがございます。これに基づいて、国がもし方針を一定程度決めて、期日的なものだとか、内容的なものというのが示された場合には、それに準じながら、また地域として対応できる、そういうような取組を進めてまいりたいなということで考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 5年計画が終わってですね、やはりひと区切りしたんでないかと思います。基本構想というのは変わらないと思うんですが、次のゴールに向かってですね、先ほどお話がありました、そんなに国の旗振りも期待されないという中で、下川町が尖ったものを掲げているわけですが、自治体側がどうするのかというところだと思います。膨大な作業量になっていくことになるのかもしれませんが、そのへん早急に自治体の計画を立てていくのか、その計画の内容はどうか、どのぐらいのものを立てていくのかというところを是非、検討、議論していただければなというふうに思います。

関連しまして、実は町民の中にですね、これまあその人…多種多様な意見がございます。

ですから、私がこれから申し上げるのは一例でございますけども、住民の声としてあるということで検討ということでございます。例えば、高齢者のお祝い事に贈呈している表彰状、それから楯等々がございます。町民の声をそのまま言うと…「重たいんだよな。」、「これあっても家に飾らないんだよな。」、「それなら温泉の無料券もらったほうがありがたいよな。」と、こういう話がございます。今までの御労苦に対して感謝の意を…お祝いをし、贈呈するというものでございますから、それなりの質のものが求められるんだと思いますが、私はそういうものを含め、住民の皆様の考え方もあると思いますが、やはり循環という考え方であれば、下川町は木材の町でございますし、昨今、木材加工の著名な方も定住されている、森の香りのものもある、さらにはシラカバ細工のものもある等々、商品は非常に幅広いものがございます。例えば、イベント…特に町外から来るイベントなんかについては、そういう木質の楯だとか、そういうものが非常に喜ばれることも今まであったかと思います。是非、地域資源をですね…内需拡大…もちろん今までそれを地元の

人が購入してきたわけですから、その人達はその商品を扱えないとすると、その人達の利益が減少しちゃうという問題はありますが、といつつ昨今の状況をみてみますと、庁舎内の木質化、それから一の橋の木質化、今回の備品の購入についても相当木質化が入っているんだと思いますが、是非、地域資源をですね、簡単なという言い方は不適切ですけども、例えば椅子だとか、おもちゃとかにプレートを貼ってですね、イベントの時には何々賞…というところが有効に使われるんでないかなというふうに思います。そのへん特化してですね、木材資源だけでなくでもいいと思いますが、もちろん特産品…地域にはトマトジュースもあればジャムもあります。そういうものを商品、景品として使うと、内需拡大で地域資源をどんどん回すという好循環を図ると、そういうことが必要ではないかと。是非、御検討いただきたいなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それは私も同じ考えでございまして、既に先ほど…百日の祝い等のお話もさせていただきましたけども、そういう生まれてから百日経ったお子さんに、そういうお膳セットをお配りしたところからでございますけれども、こういうかたちで様々な下川の資源を住民の皆様目に触れていただけるように、そしてまたそれが記念としてお届けできるようにしてまいりたいと考えております。また、この7月にはチェーンソーアートのエゾカップ2016も開かれますし、お聞きしますとその併催である森ジャム等も40店舗近くが森の中でいろんな営みをしていただけるということで、まさしく下川はこれまで三大祭りとして、万里長城祭、うどん祭り、アイスキャンドルやってまいりましたけども、もうこの四つ目を考えてもいいだけの実績は挙げてきたんではないかということで、これはまだ庁舎内でコンセンサスは得ておりませんが、四大イベントとして位置付けをしながら、木のいろんな利用や下川の特有な木材利用をですね、いろいろと内外にアピールしていく必要があるんじゃないかということで考えている次第であります。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 先ほど前段に人口の話をしていただきました。これは答弁はいいんですけども、私も人口のところ調べて、今年に入って5月まで人口が…転入者が増えているということがありました。1年を通して増えているという表現なんだと理解したんですが、ちょっと私が調べるところによると、26年、27年の方が転入者が多い…1月から5月までですね、ですから増大しているというところは誤解があると困るなというふうに思っておりますが、いずれにしてもそれは私がせつかく調べてきたところもあるので…というところからでございます。

それから、人口についてですね、今年3月、非常に残念なことにお亡くなりになられる方が…不幸がありました。ちょっと調べてみますと…その前に人口が何人入った、出ていったのではなくて、人口における死亡者の率、それから出生の率というのは極めて重要でないかなと思います。人が増えたということではなくて率の問題ですね。そうしますと、28

年の2月から4月…これ期間的なことがあると思うんですけども、0.85%と今までにないお亡くなりの方が非常にウエイトを占めました。これは高齢化社会に向けて当然といえば当然なんですけど、何を申したいかという、やはり転入、転出、出生、死亡の要因ですか、なぜそう増えるのかという要因を分析する必要があるんでないかなと…きめ細かに。その点どうでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これまだ細かく分析はされておられませんけれども、今、下川の地域経済もこの27年は非常に上回っているということがいえるのではないかと思います。

それが実は町が制度設計を行っている支援制度が全てそれに効果を発揮しているということではないんですけども、事業者が非常に努力をしているということが一つだと思いますけれども、それに伴ってですね、足りなかった住宅整備…こういうところも4月等に整備いたしましたので、非常に増えていることが結果の一つになってるんでないか。それから、高校生の生徒募集も今年度は名寄からの通学者が多いわけでありまして、宿泊施設に寝泊りをしていただける生徒も増えてございますので、こういうところも当然カウントされてまいります。こういう積み重ねが実は昨年5月末と比較したら相当プラスに転じているということが考えられるのではないかと思います。その一方で、冒頭、答弁させていただきました自然減のところは、死亡者が多いということと、いかんせん出生数が非常に少ないということが、これから危惧されることでございまして、ここをどういようなかたちで対策をつくっていくかというのを、政策の中でいろいろと検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前回の質問で、下水道の負担金とか、それからいろんな経費負担を上川管内でどういうランクにあるのかというところをお話をされておりました。是非それは興味があることでございますが、ちなみに環境未来都市で、私はその一本新たに柱を挙げていただきたいというのはですね、環境という大括りの中なんですけど、ごみのリサイクルですね、これオープンデータ…公表されているデータでいうとですね、1,700~1,800ぐらいある全国の自治体で、捉え方によるんですけど、ごみのリサイクル率が全国の84位、北海道においては9位です…リサイクル率。こういう先駆的なといいますか…高い位置にあるものをさらにリサイクル率を伸ばす、それを資源化する、好循環を図るところを、私は政策の柱に挙げるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私もそのとおりに考えております。下川町内は約15ぐらいの分別をしていて、道内でも9位というのは存じ上げておりますけれども、こういうかたちでこれを維持できるように、今後もしっかりと施策をつくってまいりたいと思いますし、ま

た、今後その一般廃棄物については広域化になる予定をさせていただきますので、こういうところも他の市町と連携を図りながら、下川町は下川町のこれまでの取組を維持できるように進めてまいりたいということで考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これまた町民といたしますか、来客者のコメントといたしますか…感想を踏まえて、町長は来客者が来られた時に…町外から来られた来客者のコメントというか感想というか話でございます。町長が理事長をやられている日本自治アカデミーの地図とかをお配りになっておられるんですか。それとその時にふるさと納税とかのパンフも一緒に配っておりますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ふるさと納税は配布してございません。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これ多種多様な考え方があるんですが、日本自治アカデミーというのは町長のNPOでございます。ふるさと納税のPRでもしていただければ、または企業納税の…していただければという方が数名おられました。是非、優先順位…もちろん北海道における自治の取組というのは大切に、町長がそれを先導して担っているのは十分理解できますが、まずは下川町のトップセールスとして是非ふるさと納税を優先して、また下川には安価な木材製品もございます。そういうものをプレゼントして一つのきっかけとするということを…もちろん全員が感じるわけではないですが、下川町に精通している人から聞きますと非常に違和感があるようでございます。是非再考していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 実は様々な…出掛ける出張先ですね、自分でそれを持参して…なんでもかんでも配ればいいというものではありませんので、関係するところにはPRをしてですね、お願いをしている次第であります。特に、ふるさと会が三つございますので、こういうところについては、しっかり説明をさせていただいて、御協力いただけるような、そういう周知を図ってまいりたいと今後も考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 最後に、先般、補正でいろいろ取り決めをして組んでいくということで答弁もいただいたかもしれませんが、ふるさと納税、それから企業版納税、これの

進捗状況、現在の…すみません通告してないんで手持ちでないと思いますが、現在の納税の状況、企業の納税の状況、いかがでしょうか。これを最後とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 28年度はちょっと分からないんですが、27年度は…。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） すみません。28年度を聞いたんです。6月までの。感覚で結構でございます。昨年と…どういう状況かと。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 昨年は四千数百万円ぐらい、3,000件ぐらいの納税があったということで決済をしておりますけれども、28年度はちょっとまだ数字は把握しておりませんので、あとでお知らせしたいと思います。

○議長（木下一己君） これで春日議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ここで、14時15分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時 1分

再 開 午後 2時14分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第6 議案第1号「下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「行政不服審査法」の改正に伴い、本条例におきまして関係する条項について、一部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、議事についての調書及び適用区分についての規定を明確化するため、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 議案第1号 下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、御手元に配付してございます「下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要」によりまして、説明をさせていただきます。

本案につきましては、先ほど提案理由でも町長が述べましたが、「行政不服審査法」が改正されまして、これを受けて3月の第1回定例会で改正を行いました。さらに改正が必要なことから、条例の一部改正を行うものでございます。

概要書の1ページ目でございます。

番号1の項でございますけれども、第10条関係、議事についての調書につきまして、現行で「前3条に規定する」というふうに規定されているものを「第7条から第9条までに規定する」というふうに明確化するものでございます。

続きまして、第2項でございますが、附則の適用区分についての改正でございます。「平成28年度以後の年度分」というところを「平成28年4月1日以後」ということで改正をするものでございます。

また、「固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用」とあるところを「地方税法第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示又は同法第417条第1項後段の規定による通知がされる場合について適用」というふうに改正をするものでございます。

なお、地方税法につきましては、下に条項を掲載してございます。

同じく、附則の適用区分の中で、概要書2ページ目をお開きいただきたいと思っております。

現行「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については、なお従前の例による。」というところを「同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。」と改正するものでございます。

施行に当たりましては、公布の日から施行することにいたしまして、平成28年4月1日から適用するというものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 一点、御質問申し上げます。

この議案第1号が、委員会条例の改正ですけれども、遡及適用ということですが、4月

22日に臨時会をやっているんですが、この時点ではまだ法律等の改正がなくて、間に合わなかったのか。そのへんだけ確認させてください。このほかにもまだ今回提案には遡及適用では4月22日の臨時会がありながら間に合わなかったのかというのがあるものですから、一点だけ聞けばあとは分かると思います。お願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 4月1日に遡って適用となつてございますが、22日に…近藤議員が言われるとおりの臨時会を開催いたしまして、税条例等々の改正を行ったところでございます。

これにつきましては、道からの通知等々、そしてほかの自治体との連携…といいますか情報等を仕入れまして、改正の必要があるということで今回提案したものでございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ちょっと確認でございました。初歩的なところでございますが、附則で「この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する」ということだと思ふんですが、改正後の委員会条例の規定は、この条例はというのは改正後の条例の規定を指しているのではないのでしょうか。今回から特別に…次の…みますと条例も含めて改正後の規定はという…表記ですね。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 税条例等々に限らず、私ども担当に限らず、これからの改正の条文について、こういうような…公布の日から施行しながら、遡及適用する部分についてはこういうような表現に統一を図ろうということで確認をしております。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） ちょっと補足をさせていただきますが、一部改正条例の場合については、このような表現になるかと思ひます。前段の「この条例は」というのは、この一部改正条例を指しますので、それが公布の日から適用されて、適用になった時に改正をされた元々あった条例については、4月1日から適用するという表現になるということで、一部改正の時にはこういう表現でございます。

新設条例の場合には、条例が一本しかございませんので、今まで馴染みのあった「この条例は公布の日から施行し、何月何日から適用する」という表現になろうかと思ひます。

以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 関連でございます。今の附則で「改正後の下川町固定資産評価審査委員会条例の規定は」とあるんですが、これについては改正後の条例の固有名詞全てを引用することなく、「改正後の条例の規定は」ということで当然通じると思うんですけども、この後に予定している議案でもですね、同じ言葉が二か所続けて出てきて、本来であれば「以下、改正後の条例」という表現を使うと思うんですが、ちょっと確認しましたら、うちの役場の場合は「じょうれいくん」というんですか…そういったもので統一して対応しているので、ちょっと私どもの…昔覚えていた感覚と違うんで、そういった意味では十分な検討することなく、「じょうれいくん」の内容に頼ってやっているのかなという思いがするんですが、そのへんはどうですか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 「じょうれいくん」というのは、今、入っているシステムの関係でございまして、当然、改正をする段階ではそのシステムを使いながら各担当課の方で改正をするということになってございます。ただ、条例をつくるのは担当課の考え方だったり、法令に準じたりということが必要になってまいりますので、そういったことについては、それに頼ることなく条例の趣旨、目的に沿うようなかたちで改正をしていきたいというふうに考えておりますので、そういったところも含めて検討した上で、今回…表現の仕方についてはいろいろあるかと思っておりますので、こういったかたちで整理をさせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 十分内容検討しているということは理解できましたけれども、改正後に、法則に溶け込む時に、内容が変わらなければそれぞれの方法があると思いますけれども、是非、下川町は下川町独自のやり方を統一されるように、過去にも総務委員会の方からもこの法体系の統一については指摘されていたところがございますから、是非そのへんについては、今、副町長の答弁のようにですね、統一した見解を各課で持って、同じように対応するということが望ましいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第7 議案第2号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、本条例におきまして関係する条項について、一部改正を行うものであります。

国民健康保険事業につきましては、高齢化社会の進展等により医療給付費等が増加する中、継続可能な医療保険制度を構築し、事業の健全かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険税について必要な税制措置を講じるものであります。

主な改正内容につきましては、被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、医療給付費及び後期高齢者支援金分の課税限度額の改正と低所得者の保険税を軽減するため、軽減判定所得の基準の改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 議案第2号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御手元に配付してございます議案第2号説明資料により説明をいたします。

下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要書の1ページを御覧いただき

たいと思います。

まず、1番の項で、今回、限度額の引き上げでございます。

国民健康保険税の限度額の引き上げにつきましては、平成26年、27年度にも行われております。今回につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を、現行の「52万円」から「54万円」に引き上げるものであります。また、後期高齢者支援等課税額に係る課税限度額について、現行の「17万円」から「19万円」それぞれ改正するものでございます。

次に、2番の項でございます。低所得者に対する軽減措置の拡充でございます。

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し、課税をしますが、世帯の所得合計が、世帯の国保加入者数と加入者の所得金額により設定された一定基準以下の場合について、均等割額と平等割額の合計金額が7割、5割、2割と軽減されることとなっております。こうした層に対して、今回は5割軽減、2割軽減の基準の所得の方々について改正を行うものでございます。

具体的には、5割軽減の対象となる世帯の場合につきましては、被保険者の数に乗すべき金額「26万円」、これを「26万5千円」に改正いたします。また、2割軽減の対象となる世帯の場合につきましては、被保険者数に乗すべき金額を「47万円」から「48万円」にそれぞれ改正を行うものでございます。下に例を記してございます。仮に夫婦2人プラス子供1人の3人世帯であれば、5割軽減世帯については所得上限が111万円から112万5,000円、2割軽減世帯については174万円から177万円にそれぞれ拡充されるというかたちになっております。

本条例の施行期日につきましては、公布の日からとしまして、平成28年4月1日から適用するというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第8 議案第3号「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第3号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「農地法」の改正に伴い、農地法上の法人の呼称が変更になったことから、下川町農業振興基本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、同条例第2条第2号中、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改めるものです。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番(宮澤清士君) 単純な質問なんですけども、「農業生産法人」と「農地所有適格法人」の具体的な…ただ言葉が変わっただけで中身は一緒なのか。具体的にちょっと説明してほしいと思います。

○議長(木下一己君) 農務課長。

○農務課長(市田尚之君) 宮澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

呼称につきましては、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変わっております。

そのほかは、法人形態、それから事業要件、こういったものにつきましては変更がございません。

ただ、そのほか構成員等のところにつきましては、議決権が「4分の3以上」から「2分の1以上」といった変更がございますし、それから、役員要件におきましても、「常時従業者である役員の過半数が」というところが「役員又は重要な使用人のうち1名以上」

というような変更になっております。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 条例等の体系化をする、整備をしていくということで、基本的な考え方を確認をして進めていった方がいいかなという質問でございます。

農地法の改正がされたということで、農地法の改正の施行月日…適用月日ですか、それはいつになるのか。例えば、公布の日から施行するではなくて、農地法と連携しているんで、農地法の改正の施行月日…適用月日が、公布の日からでなくて、適用が統一されるべきでないかと思うんですが。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 農地法の適用につきましては、平成28年4月1日施行となっております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） そうしますと、公布の日から施行して、平成28年4月1日から適用するということになるんじゃないでしょうか…本条例については。というのは、3か月間、…例えばでございますが、あるないにかかわらず…例えば、農業生産法人という名の下に何らかの補助申請をしたり、何らかの事務上あったとしたら、公布の日からですから6月の本日付けからしか適用できませんということになると、不利益を被るというふうに思うんですが。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） ただ今の御指摘でございますが、下川町には農業法人3社ございますが、現行その…平成28年4月1日にまで遡らなくてもですね、今回のこの農業振興条例には影響がなかったというような解釈の下、この日からの施行というふうな適用で考えておりました。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 適用者がいないから公布の日からでいいという…基本的な考え方ではないんでないでしょうか。農地法が適用される日が適用月日であって、それが該当するしないにかかわらず…これは条例の体系化だとか整備とか、今後基本的な考え方になっていくと思うんですね。例えばこれ、言い換えれば、該当なければ9月でもいいという話ですよね。ですから、該当がある場合だけ4月1日に遡るのか、該当ある6月1日まで遡

るのかという話だと思っんですね。基本的な条例整備というか法体系整備というのは、改正された日から適用するというのがごくシンプルで…基本的な話ではないかなと思っんですが、条例を整備する体系化を進めている…今後もこういうふうにして、適用がなければどんどん施行の日にしていくということで統一見解ということですか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 仰られるように、条例の体系化を進めていくという考え方に変わりはございません。

今回のこの条例の改正については、農地法の改正がされたことに伴う名称の変更ということでございました。そこで、基本的には施行月日がございますので、そこから適用していくというのがそのとおりかと思っます。今回の件につきましては、これまで農業生産法人といわれていたものに対して、下川町では3社ございます。そういった中で、農地所有適格法人ということで、その規制が緩和をされてきたということで捉えてございまして、そこについては今回、こういうかたちで公布の日から施行しても問題ないという判断でこういうかたちを取らせていただきました。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 問題ないから公布の日から施行するということですか。それは統一見解…問題がないから適用月日は公布の日からすると、今後とも問題がなければこれ…そしたら今回これ変える必要ないんじゃないですか。問題が出た時に改正して、適用を遡ればいいということの…逆の言い方をするとそういうことになると思っんですけども。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 決してそういうことではございません。今回、改正をさせていただく時に、適用月日については4月1日からということになっております。御指摘のとおり、公布の日から施行するということになりますと、今後…未来についての施行ということになってございますので、そういった意味については、さらに精査をさせていただいて、体系的にどうなのかということについては整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 関連ですので、私も質問いたしますが、この基本条例の上位法に当たる農地法の改正の通知が、この下川町にきた、あるいは地方自治体にそれぞれ通知がされている時点で、どのような指導になっているのか。直近の議会で必要な条例改正をすることが望ましいということになっているのか。あるいは、法律の改正と同じように4月1日に遡及しなければ不利益を被るからそのようにしろといっているのか。そうい

ったものが全くなければですね、町の条例ですから、町は町の考え方でやってもいいというふうな判断もできると思うんで、そのへんの農地法上の指導とかそういったものでは特になかったのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 通達はきておりましたが…特にそういった…いつ頃までにと
いう指示はなかったかと思えます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 通達というのは今ないはずですから、言い間違えないようにね…。
そういう意味では、特に遡及してやれという指導がないという判断もできると思うんで
すよ。ですから、春日議員の言い方もこれは当たっているんです。やっぱりその法律が定
まった時点で遡及適用すべきものはすべきだということなんですが、下川町独自の条例だ
という解釈からすると、町の実態に合わせて施行日を決めるというのも、これはなんら不
思議ではないですから。そのへんについては、自信を持って提案したのか、そのへんの内
容がどこでどうしてこういうふうになったのかだけをはっきりすれば、最初の質問者も理
解できると思うんで、そこだけちゃんとおさえていただきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 非常に説明が不足して大変恐縮でございます。仰られるとおり、
農地法の改正に伴いまして、今回改正をするものですが、町が定めております条例につい
て、公布の日から施行してもなんら問題ないという判断の下で…こういったことでさせて
いただいたところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 条例については、今議会でも先ほどから基本的な考え方、組み立
て方という質疑も重なってきていますので、今後において理事者側もまたさらに検討する
ということで質疑打ち切ってよろしいですか。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今の話で理解はできますが、しかし根本的な話として、国の改正
があって、承知して、これ本来3月で出すべき議案であったかどうかというのが大きな要
素だと思えますね。本来3月で出すものが6月になったと、遅れても町の考え方がそう
だということではなくて、本来3月で出すものであれば、適用はやはり4月1日から適用
するというのが本来の趣旨でないかなというふうに思いますが、根本的なところですね、
今この6月で改正する…3月では間に合わなかったということですか。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 3月では間に合わなかったということでございます。

○議長（木下一己君） これまでにしませんか…この件に関しては。国の法律改正で施行日が入るといことは、そこが起点になるということだけは間違いありませんから、今後…通知がくるかどうか別としてですね、上位法の変化というのは逐次チェックをしていって、町内の条例も対応できるようなかたちをつくっていくというのが本来だというふうに思いますから、今後そのへんのところは十分検討しながら進めるということによろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第9 議案第4号「下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、北海道行政組織規則の一部改正において、上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センターの担当区域が見直しされたことに伴い、下川町を所管する支所が、これまでの名寄支所から、美深町、音威子府村及び中川町を所管する上川北部支所へ変更になったため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、同条例第5条中、「名寄支所」を「上川北部支所」に改めるものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第10 議案第5号「下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の

一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町では、平成 27 年 4 月より、本条例において、小学校就学前の子供が保育施設において保育を受ける場合の保育料等について定め、国基準から 6 割程度の保育料負担軽減等を実施し、子育て支援の充実を図っております。

今般、国では、幼児教育の段階的無償化に向けて、平成 28 年 4 月より「子ども・子育て支援法施行令」の一部を改正し、多子世帯・ひとり親世帯等に係る特例措置の拡充と保育料算定計算の対象者の範囲の見直し等により、保育料の軽減を図ることから、本町においても国の改正基準を踏まえて、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、一定の要件の多子世帯・ひとり親世帯等において、現行からさらに保育料の負担軽減を図るものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 御説明申し上げます。議案第 5 号 下川町就学前子どもの教育・保育に関する条例の一部を改正する条例について、事前に配付されております議案第 5 号説明資料の「多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担軽減について」と「保育料改正表」「新旧対照表」で御説明いたしたいと思っております。

今回の改正内容につきましては、平成 28 年 4 月に「子ども・子育て支援法施行令」の一部改正に伴い、保育料の多子世帯・ひとり親世帯等の軽減を図ることから、本町においても国の改正基準を踏まえて、本条例を改正するものでございます。

説明資料の 1 ページになります。「多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担軽減について」を御覧ください。

多子世帯については、現行で、1 号認定子ども…これは幼稚園とか認定子ども園の利用者を指すものでございます。そして 2 号については、3 歳以上の保育所の利用者、3 号認定子どもについては、3 歳未満の保育所の利用者となっているところでございます。これを今回、兄弟のカウントの仕方に制限がございまして、具体的には、1 号認定子どもでは小学校 3 年生までをカウントし、2 号、3 号については小学校就学前までとなっております。すなわち年齢制限により第 2 子以降の負担軽減が限定的になっていたため、今回の改正では年齢制限を撤廃し、第 2 子以降の負担軽減を完全に実施するものであります。

1 号認定については、これは下川町では該当はないんですが、第 3 階層以下は第 2 子半額、第 3 子については無料。そして下川町に該当あります幼児センターのことでございます…第 2 号、第 3 号認定子どもについては、第 4 階層以下は第 2 子半額、第 3 子以降を無料とするものでございます。

なお、この資料の中で、特定被監護者等ということで※がついておりますけども、支給認定子どもの保護者に監護されるものとなっております。その他これに準じるもので、保護者と生計を一にするものとなっております。例えば、姉や兄に大学、高校生の兄弟の方がいたり、家庭の事情によっては生計を一にする甥や姪の方もいらっしゃると思っております。

その方も今回含めて算定の範囲に含まれるということとなっているところでございます。

ひとり親等世帯については、低階層の世帯に対し優遇措置を拡充するもので、第1子の保育料は現行保育料から半額になります。そして第2子以降については保育料は無料となります。1号認定については第3階層に適用し、2号、3号認定子どもについては、第3、第4階層に適用するものであります。

次に、2ページの「保育料改正表」を御覧ください。

上の表の、1号認定の保育料につきましては、先ほど言いましたように、幼稚園、認定子ども園を対象としたものとなっております。下川町は対象となっております。しかしながら、下川町全体の保育料の計画量が大幅に定員90名を超えた場合にはですね、民間の算入も考えられることから表を作っております。

多子世帯の負担軽減については、第3階層以下の場合は第2子を半額、そして第3子以降は無料となります。

そして、ひとり親世帯については、第2階層以下については無料とし、第3階層については第1子を半額の2,700円として、第2子以降については無料とするところでございます。

なお、一般世帯については、多子算定の範囲は現行どおりとしているところでございます。

次に、下の表でございます。

第2号…3歳以上と、第3号認定子ども…これは3歳未満でございますけれども、これは下川町幼児センターに係る保育料金となります。

一般世帯については現行どおりでございます。小学校就学前において保育所を同時に利用する最年少の子供から順に2人目は半額、3人目は無料となります。

多子については、多子計算の年齢制限を撤廃したうえで、第4階層以下の場合は第2子を半額、3人目以降を無料とするものでございます。

次に、ひとり親世帯等については、第3、第4階層の場合は第1子は現行の半額、そして第2子からは無料とするところでございます。

なお、国の基準では、多子で市町村民課税所得割合算額で57,700円未満、そして、ひとり親世帯等については、この所得割合算額が77,100円以下と制限を設けていますが、本町の条例の改正については、より子育て支援の軽減を図ることとして、第4階層以下の世帯まで拡充をしているところでございます。

次に3ページからになりますが、「新旧対照表」を御覧いただきたいと思っております。

昨年制定いたしました「下川町就学前子ども教育・保育等に関する条例」の、今回は条文ではなく別表1から別表3の備考欄で整理をしているところでございます。

なお、別表1では、先ほど申し上げましたように幼稚園・認定子ども園の利用者、そして別表2では、保育所で3歳以上の利用者、そして別表3では、3歳未満の利用者の保育料を規定しているところでございます。

説明資料は3ページから4ページでございます。

まず別表1でございます。別表1の備考1から3については現行どおりとして、備考4では一般世帯のカウントの仕方というんですか…算定の考え方を整理し、備考5では多子

世帯の軽減を整理しているところでございます。備考6においては、ひとり親等世帯の軽減等、第3階層に認定された世帯の2,700円を規定しているところでございます。また、ひとり親世帯の該当する世帯…定義というんですが、いろいろな…ひとり親ばかりでなくて障がいのある方の世帯だとか…そういう方もありますので、その定義を整理しているところでございます。

次に、説明資料の5ページになります。

別表2でございまして。別表2の備考1に、この表における基準は、別表1の備考1から3までを準用することと、備考2では、一般世帯の保育料の多子算定について規定しています。

次に、6ページになりますけれども、備考3では、第3、第4階層の世帯に対する多子算定の考え方と軽減内容を規定しているところでございます。次に、備考4では、ひとり親世帯等について規定をしておりますが、軽減措置を適用する第3、第4階層の世帯に対する保育料を規定しています。

同じ6ページでございまして、別表3については、この表における基準は、別表第2を準用し別表第2の備考4に掲げる表の読み替え事項を規定しているところでございます。

本条例は、公布の日から施行して、平成28年4月1日から適用するというかたちの考え方で進もうとしているところでございます。

以上、簡単でございまして、条例改正の説明を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 資料で追加説明していただいて、大変分かりやすいというか…字が小さいのでちょっと辛いところもありましたけれども、下川町が国の基準をさらに上乘せしている保育料なんかは、これをみれば一覧表で分かるんですけども、そこでお伺いしますが、今回この改正をすることによって、町内の対象者というのはどの程度おられるのかというのが一点目。

それからもう一点は、当然、軽減するわけですから、当初予定した保育料の収入が減になるのではないかと思います。それらの影響額はどのぐらいなのか。そして、減となった場合の財源を補填するものは何を考えているのか。そのへんについて御質問したいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） まず、受ける人数については11名、10世帯でございます。金額については29万円ほど軽減を見込んでいるところでございます。財源につきましては、本来であれば国の情報があつてですね…交付税の関係の情報はまだなにもきていない状況でございまして。あるかどうかはまだ分からないという状況なものですから、それ

は今後いろいろな情報を含めて対応してまいりたいと思っております。よって、今のところ町の自主財源で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ほかにありませんか。

4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今、近藤議員からの質問に対する答えは、現行で幼児センターに通っている子供、世帯に対しては、11名、10世帯が対象になるということでしたけど、今は…2人目、3人目だとちょっと高くなってしまいますので…預けずに家で面倒をみているような家庭が、今回の軽減措置であれば預けようかなとかたちで、新規に預けることが予想されるような数は把握しているのでしょうか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） すみません。そこについてはですね、ちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今回の国の狙いとしては、少子化対策ということが一つと、あとそういった保育にかかる負担が軽減することによって、子供を預けて、今まで働けなかった方が働きに出るといようなかたちで、人口減の中で労働者不足の軽減もあると思うんですよね。なので、そういったこの動態をみていくと下川の中でもいろいろなことがみえてくるかなと思うんですが。それで、新規に預ける人が増えてくると、一方で少人数保育という方針も国としては打ち出していると思うんですが、預ける人が増えると今的人员の中で一人当たりがみる子供が増えてしまって、ちょっと大変だったり、保育の質の問題があったりすると思うので、そういった見込みをきちっと立てて、良質な保育環境を確保するというのも使命かと思いますが、その点についての考えはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 下川町では、子ども子育て支援事業計画、5か年で立てているところでございます。

幼児センターにつきましては、定員が90名ということで、あくまでも計画なんですけども、3歳以上を70名、そして3歳未満を20名というような計画で運営しているんですけども、あくまでも運営計画の定数量ということで考えていただきたいんですけども、現在、若いお母さん方が子供を産んで直ぐ働けるような…下川町では人手不足というんですかね…そういう状況下にあつてですね、3歳未満の預ける方が結構多くなってきていることからですね、この20名の許容量というのですかね…あくまでも計画なんですけども、その部分についてはオーバーしてくる可能性も今後出てこようかなとは思いますが、そ

ここに達した場合ですね、やはり3歳未満をみるのはより多くの目が必要でございますので、その保育の量が増えることによって、人材確保だとかそういうことも必要になってこようかなとは思っています。今のところは今の教員の数で間に合うのかなとは思っているんですけども、そういう面では小さいお子さんを保育する場合はかなり気を遣わなければならないということで、現場でもおさえているところがございますので、そういう面ではちゃんとおさえていって、確保しなければならないということは担当課としては考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 提案理由をみますと、国は幼児教育の段階的無償化をすると、これはいつになるのかわかりませんが…無償化にするということでございます。今回、分かりやすい説明ですが、町民にとって非常に理解が難しいような…細分化されているんでないかと思えます。

そんな中であって、一点目は、国が無償化に舵を切った中で、町として無償化にしていく考え方があるのか。

それともう一点、町独自で支援制度を設けているわけで、段階的に…この制度改正の機会に、もう少し踏み込んで分かりやすく制度設計するということができなかったか…検討されなかったかというところ。

それともう一点、関連してですが、無償化にした場合、どのぐらいの一般財源の持ち出しをしなければいけないのか。これ分かっておりましたら…。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 保育料の関係なんですけども、保育料の平成28年度の予算の収入を見込んでいるのは、一般保育で969万円…1,000万円とおさえていただければいいかと思えます。国の基準額でいけばどのぐらいになるかと申しますと、単純に6割軽減しているものですから2,500万円、1,500万円が軽減分だと考えていただければと思っております。

本町としては、6割軽減をした中での、今回の多子、一人親世帯の軽減でございますけども、昨年も国はこの軽減はやって、なおかつ今年の政策で3月27日に閣議決定して、3月31日に通ったというものですから、そういう意味では、あるぞあるぞとは分かっていたんですけども、急に決まったものでございます。そういうかたちなんですけども、将来的にはこの保育料については969万円…1,000万円なんですけども、これを無くすこととなりますと、実質、幼児センター費というのを持っているんですけども、大体3,000万円掛かっているんですね。3,000万円から1,000万円保育料をいただいて、2,000万円で運営をしているというようなかたちで考えていただければと思えます。

なお、人件費についてはまた別なかたちで町は出しているもので、そこはちょっと含まれてはいません。総体的にはおそらく4,000万円から5,000万円の間に人件費を含めると運

営費は掛かっているのではないかと思います。そのうちの幼児センターの収入については1,000万円ありますよということで、ちょっと雑駁でございますけども、そういうような説明で終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 国は段階的に無償化していくという考え方で、国に準じて無償化にしていくのか、町がさらに町の施策として…町の重要課題として国に先取りをして無償化していこうという考え方もあるのか。その一点お願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは出生数…先ほどもいろいろ議論しましたけれども、出生数の問題だけではなくてですね、ひとり親の雇用環境をつくってあげたい、あるいはまた生活環境を良くしてあげたいと、いろんな意味合いがあると思うんですけども、いっぺんに全部無償化するというのではなくて、段階的に踏んでいきたいということで、国からの支援は一つのきっかけになっているのではないかと思います。今後、町が全額無償化できるかどうかというのは、これからいろいろ条件を整理しながらですね、いろいろと検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 11 議案第 6 号「下川町教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

町では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 3 条の規定により、「教育委員会は教育長及び 4 人の委員をもって組織する。ただし、条例の定めにより、教育長及び 2 人以上の委員をもって組織することができる。」とされていることから、本条例では「下川町教育委員会は教育長及び 3 人の委員をもって組織する」と規定しております。

昨年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会の役割が大きく変化し、その負担が増加していること、新教育長制度により、教育委員は意思決定における政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法を機能させる役割が以前より強く求められておりますが、現状の教育委員の定数では会議の成立や論議の確保も含めて大きな懸念があることから、現状の教育委員の定数 3 人から、法律に定める 4 人とすべく、本条例を廃止するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 教育課長。

○教育課長（堀北忠克君） 議案第 6 号説明資料に基づきまして、説明させていただきます。

教育委員の定数につきましては、平成 27 年 4 月 1 日施行前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、第 3 条「教育委員会は 5 人の委員をもって組織する。ただし条例の定めるところにより、町村の教育委員会は 3 人以上の委員をもって組織することができる。」とされており、この委員定数には教育長も含んでおります。

下川町の教育委員の定数の経過につきましては、平成 20 年 10 月施行の「下川町教育委員会委員の定数に関する条例」におきまして、法のただし書きにより、教育委員は 5 人から 4 人となり、4 人の内訳としては、教育長 1 人、教育委員 3 人です。

また、平成 27 年 4 月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴いまして、本条例の一部が改正され、教育委員 4 人から教育長及び教育委員 3 人に改正されました。

教育委員会議における教育委員定数の見直しの議論につきましては、今年の第 8 回と第 10 回の教育委員会議において、定数見直しの必要性について協議いたしました。

今年に入りましてから、第1回教育委員会議と第2回教育委員会議におきまして、「下川町教育委員の定数について」ということで継続審議を行い、3月の第3回教育委員会議において、「下川町教育委員の定数について」町長に申し出ることを可決しました。また、本年4月、第4回教育委員会議において、「下川町教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例」を町長に申し出ることを可決したところであります。

これまでの議論の中身につきましては、一つ目には、教育をめぐる情勢の変化でございます。

平成18年12月、「教育基本法」の改正に伴いまして、平成25年6月、国の第2期教育振興基本計画が策定され、閣議決定がなされました。この第2期計画は、第1期が学校段階等の縦割りで整理をしていたのに対して、各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、次の四つの基本的方向性が設定されました。

一点目としまして、社会を生き抜く力の養成

二点目として、未来への飛躍を実現する人材の養成

三点目として、学びのセーフティネットの構築

四点目として、絆づくりと活力あるコミュニティの形成でございます。

これらの生涯の各段階における方向性を設定し、成果目標・指標・具体的方策が示されました。

また、平成27年4月に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会の改革が行われました。主な改革内容は次の五点であります。

一点目として、教育行政における責任体制の明確化

二点目として、教育委員会の審議の活性化

三点目として、迅速な危機管理体制の構築

四点目として、地域の民意を代表する首長との連携の強化

五点目として、いじめの自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化しております。

以上、五点が主な改革内容でありまして、二つ目の、教育委員定数等の経過であります。下川町では、平成20年に行政改革の一環として教育委員の定数が削減されました。

当時と比べますと人口は減少しておりますが、以上のような背景により教育委員の役割が大きく変わり、そのあり方が重要となってきております。

この間、教育委員会改革の一環として、教育委員長と教育長を統合した「新教育長」の設置により、下川町では平成27年4月より教育委員が3名となり、実際に運用した1年間の問題として、委員の急用による欠席など、この間該当する案件はございませんでしたが、委員が除斥されるような議題がある場合などには、教育委員会議の成立や論議の確保に問題が生ずるおそれがあります。

さらに、教育委員には保護者を入れることが義務化されております。そのような委員を複数名確保しておかないと、子の卒業等に伴い保護者委員が不在になる事態が生ずるおそれがあります。

三つ目に、教育委員の役割等でございます。文部科学省が示す教育委員会制度の特徴としましては、一点目、首長からの独立性であります。首長への権限の集中を防止、中立的・専門的な行政運営を担保すること。

二点目、合議制であります。多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行うものでございます。

三点目に、住民による意思決定であります。住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆる住民による意思決定の仕組みにより、専門家の判断のみならず、広く地域住民の意向を反映した行政を実現するものであります。

以上、三点とされまして、教育長が教育委員を離れたことにより、残された教育委員には独立性、合議制、住民による意思決定を機能させる役割が以前より大きく求められることとなりました。

学校教育におきましては、いじめの防止対策や学力・体力の向上、生涯学習に関してはその充実などの課題があります。また、家庭教育の一端を担う女性の意見を教育行政に反映する必要がありますが、現在女性の委員が不在の状況でございます。

さらに、教育委員会議は、減員前より、多い月には1回程度の開催があり、新たに設置された総合教育会議や各種行事への参加なども含め、各委員の負担は増加している状況にあります。

四つ目に、教育委員を減らしたことによる補完機能でございます。平成20年の教育委員の減員時には、各種会議や審議会等での補完が指摘されておりましたが、たが、論議は補完できても教育委員会議や総合教育会議に代理出席等はすることはできません。教育委員そのものの補完とはなっていない現状でございます。

五つ目に、教育委員の定数の見直しの必要性であります。一点目に、「教育基本法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員の役割が大きく変化し、その負担が増加していること。

二点目、新教育長制度により、教育委員は住民による意思決定を機能させる役割が以前より強く求められるが、現状の教育委員数では会議の成立や論議の確保も含め大きな懸念があること。

三点目に、女性や保護者の教育委員を安定的に確保するには、定数が多い方がその対処が容易であること。

四つ目に、教育委員会所管の各種会議や審議会等における教育委員の機能補完に困難な部分があること。

以上のことから、教育委員の定数を3名から法律の定め4名とする必要があることから、本条例を廃止するものでございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 反対討論がない中での賛成討論になりますけれども、私の方からは賛成をする立場で一言申し上げたいと思いますけれども、この平成 20 年、あるいは平成 27 年度でそれぞれ教育委員の定数を削減された中で、今回、この教育委員会制度の意義と特性を十分認識されまして、条例を廃止して、事実上、法定の 4 人教育委員にもっていくということについては、大変評価できるものであるかと思えます。その上で、保護者や女性委員の必要性についても認識しており、今後、整備されるであろういじめ防止対策にも当然機能が発揮されるものと期待するところでございます。さらには政治的な中立、独立性、そして合議制を重視して、単に教育長の諮問機関としてばかりでなく、国の地方への関与も軽々に受け入れることのないように、下川町教育委員会としての独自性を尊重するように今後の教育行政を執行されることを期待をして賛成討論としたいと思えます。

○議長（木下一己君） ほかにありませんか。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 6 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 12 議案第 7 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第 13 議案第 8 号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」及び、日程第 14 議案第 9 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、議案第 8 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更、議案第 9 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げ

げます。

本案は、「北空知学校給食組合」の脱退に伴い、それぞれの組合規約の一部改正が必要であることから、「地方自治法」第 286 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第15 議案第10号「議会の議決に付すべき財産の処分について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 議会の議決に付すべき財産の処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、サンルダム建設に伴う町有地の処分であり、予定価格が700万円以上となる財産の処分について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御案内のとおり、サンルダムの建設につきましては、昭和63年の実施計画調査以降、洪水調整・流水の正常な機能の維持、水道水の確保、発電といった複数の目的を併せ持つダムとして計画が進められ、平成26年8月に本体着工がされたところであります。

この度の町有財産の処分につきましては、事業推進のための最後の財産処分であり、ダム湛水地としての町有地、面積142,074.78㎡、並びに立木1,262本、302.105㎡を総額8,243万9,457円で処分しようとするものであります。処分価格につきましては、国の補償単価に基づき積算した金額であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（三条幹男君） 私の方から詳細を御説明させていただきます。

まず、今回の議会の議決に付すべき財産の処分の位置図でありますけれども、事前にお配りしております「参考資料No.1」を御覧になっていただきたいというふうに思います。

薄い赤色で示したところが今回の処分箇所ございまして、緑色がこれまで処分してきた箇所となります。

今回の処分の内訳でありますけれども、公簿上の地目で、畑では113,190.44㎡、山林では18,860.94㎡、牧場では4,659.10㎡、原野では4,604.98㎡、雑種地で759.32㎡の合わせて142,074.78㎡となります。土地の金額に関しましては、8,134万9,080円となります。

また、立木につきましては、針葉樹ではアカエゾマツ、カラマツが22本、広葉樹の主なものとしましては、ハルニレ、イタヤ、クルミ、ヤチダモ、ヤナギ等で1,240本、合計

1,262本で、302.105 m³、補償額で109万377円と算出をしております。

したがって、土地、立木、合計で8,243万9,457円の処分となります。

なお、提案理由でも申し上げましたが、この度の町有財産処分がサンルダム関連の最後の処分でございます。平成11年度に第1回目の処分を行って以降、今回で14回目の処分となります。これまで農地で約33.8ha、町有林で約83.2ha、町有林以外の山林が約29.1ha、公衆用道路で約2.2ha、雑種地等その他で約7.1ha、合計で155.2ha、約7億3,690万円で処分をしてきてございます。

以上、議案第10号の議会の議決に付すべき財産の処分に関する説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第16 議案第11号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 28 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度一般会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 1 億 1,521 万円を追加し、総額を 57 億 3,814 万円とするほか、地方債の変更でございます。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるもの、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、熊本地震に対する義援金、国有財産の購入。

民生費では、臨時福祉給付金等の支給に係る経費を。

衛生費では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を計上しております。

農林業費では、農業研修カリキュラム等策定に係る経費、農地等自然災害防止工事、有害鳥獣被害対策協議会補助金を計上しております。

商工労働費では、ローカルベンチャー事業負担金、社会的企業研究会交付金。

土木費では、24 線道路改良舗装工事、まちおこしセンターの備品購入費を計上しております。

教育費では、葛西紀明選手のワールドカップ 500 試合出場達成祝賀会に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、財産収入、決算見込みに伴う繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、24 線道路改良舗装事業の工事請負費計上に伴い、過疎対策事業債を増額するものでございます。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています、議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 12 号「平成 28 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 平成 28 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第

1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度下川町下水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、歳入におきまして、平成27年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上し、基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第18 議案第13号「平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第13号 平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度簡易水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、歳入におきまして、平成 27 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上し、基金繰入金を減額計上しているところであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 19 議案第 14 号「平成 28 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 平成 28 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、「介護保険

事業勘定」では、歳入歳出それぞれ1,621万円を追加し、歳入歳出総額を4億4,043万円とするものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、平成27年度決算見込みに伴い、歳入におきましては、繰越金を増額するとともに、介護給付等に係る国、道、社会保険支払基金及び町の負担分などを整理しております。

歳出におきましては、基金積立、諸支出金及び繰出金をそれぞれ増額計上しております。

また、職員の産休・育児休業代替の臨時職員の賃金等を増額計上し、歳入におきましては、この財源として繰入金を増額計上しております。

次に「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、平成27年度決算見込みに伴い、歳入におきまして繰越金の増額計上及び繰入金を同額減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事業勘定ごとに担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第14号 平成28年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号）のうち、介護保険事業勘定について、補正予算概要書により御説明申し上げます。

補正の主な要因は、平成27年度の決算見込みに伴うものが主な内容でありまして、平成27年度の保険給付費に係る法定負担分である国・道支出金及び支払基金交付金それぞれの超過収入分並びに収入減少分及び一般会計からの繰り入れした充当残額を、平成28年度会計へ繰り越して一般会計に戻し入れをいたします。

地域支援事業では、産前・産後の休暇及び育児休業取得職員の代替職員の賃金等を増額しているところでございます。

この度の補正予算は、歳入歳出ともに1,621万円となっております。

歳入の内訳は、社会保険支払基金48万円、一般会計からの繰入金218万円、前年度会計からの繰越金1,355万円としています。

歳出の内訳は、地域支援事業費218万円、基金積立金47万円、償還金724万円、繰出金632万円としています。

平成27年度の決算剰余金は1,767万円となっており、このうち、決算積立てに411万円を充て、平成28年度会計に対する繰越金を1,356万円としています。

以上、介護保険事業勘定の補正予算の概要であります。

○議長（木下一己君） あけぼの園長。

○あけぼの園長（桜木 誠君） 続きまして、介護サービス事業勘定の補正の内容につきまして、御手元に配付の補正予算概要書、議案第14号説明資料3ページによりまして、説明をさせていただきます。

今回の補正の要因につきましては、先ほど提案理由でも説明がありましたが、介護サービス事業勘定の平成 27 年度決算見込みによるものでありまして、決算見込みに伴います剰余金 1,150 万円を前年度繰越金で増額計上するとともに、一般会計繰入金 1,150 万円を減額計上するものでございます。

以上申し上げまして、議案第 14 号の説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 20 議案第 15 号「平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 15 号 平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1,479 万円を追加し、総額を 5 億 9,244 万円とするものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、歳出におきましては、国保制度改正対応に伴い、国保システム改修委託料を計上し、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、平成 27 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第 15 号 平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、御手元に配付されております議案第 15 号説明資料により、御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、平成 30 年度国民健康保険制度改正に向け本年度から準備していくため、システム改修、前年度決算見込みによるもの、財源調整によるものでございます。

まず、歳出でございますが、国保システム改修委託料で 22 万円の計上でございます。

これにつきましては、国保事業納付金等の算定標準システムのデータ移行に必要なシステムの改修を行うものであります。

次に、基金積立金であります、今回補正に係る財源調整といたしまして 1,457 万円を計上するものであります。

次に、歳入ですが、決算見込みによる補正といたしまして、繰越金で 1,479 万円を計上しております。平成 27 年度決算見込みによる剰余金 3,579 万円のうち 2,000 万円を決算積立としまして、残る 1,579 万円を前年度繰越金として計上するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 21 議案第 16 号「平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、歳入におきまして、繰入金を減額計上するとともに、平成 27 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、16 時まで休憩といたします。

休 憩 午後 3 時 4 9 分

再 開 午後 3 時 5 9 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 22 承認第 1 号「専決処分（第 1 号）の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 承認第 1 号 専決処分（第 1 号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年第 3 回臨時会において議決いただきました、下川町税条例の一部を改正する条例について、経過措置に関する改正を行う必要が生じ、緊急を要したことから、下川町税条例の一部を改正する条例の一部改正について専決処分としたものであります。

改正の内容を申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置について、附則に追加したものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものでありますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 承認第 1 号 専決処分（第 1 号）の承認を求めることについて、御手元にお配りいたしております承認第 1 号説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、平成 28 年 3 月臨時会において御議決をいただきまし

た「下川町税条例の一部を改正する条例」につきまして、さらに経過措置について改正の必要があることから、附則につきまして一部条項を追加する改正を行うものであります。

平成 28 年度の固定資産税の第 1 期納期が 5 月 15 日から始まっておりましたが、その開始前 5 月 10 日に専決処分させていただきましたので、その承認をお願いするものでございます。なお、改正の条例につきましては、法令の趣旨に則りまして、平成 28 年 4 月 1 日に遡って適用をいたします。

本町の現在の町民税、固定資産税、軽自動車税の実質的なものには影響がございません。

概要書の 1 ページでございます。1 番の項、附則第 2 条第 1 項、そして 4 番の項の附則第 2 条第 4 項、これにつきましては、個人の町民税、そして法人町民税、これにつきましての延滞金の計算期間、これに関する規定でございます。これにつきまして、経過措置といたしまして、平成 29 年 1 月 1 日以後の個人町民税の納期の延滞金に適用すると。第 4 項の法人税につきましても同じ内容でございます。

2 番の項、附則第 2 条第 2 項でございます。これにつきましては、一般医薬品が今後医療費控除の特例に該当すると、これにつきましては適用を平成 30 年度以後から適用するというを追加してございます。

3 番の項、附則第 2 条第 3 項でございます。法人税割の税率の改正でございますが、これにつきましては、経過措置適用といたしまして、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人町民税に適用する。また、平成 29 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度分の法人町民税については従前の例によるものでございます。

続きまして、2 ページ、固定資産税に関する経過措置でございます。

1 番の項、附則第 3 条第 1 項を追加するものでございます。これにつきましては、独立行政法人労働者健康安全機構が非課税団体となりましたが、この部分についての経過措置を加えるものでございます。平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

2 番の項、3 番の項につきましては、わがまち特例について規定したものでございます。

これについての経過措置について、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

3 ページでございます。軽自動車税に関する経過措置でございます。

1 番の項、附則第 4 条第 1 項では、自動車取得税の廃止に伴う環境性能割…これの創設に伴う規定の整備につきましては、経過措置といたしまして、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成 29 年 4 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して適用するものでございます。

2 番の項、附則第 4 条第 2 項でございますが、軽自動車税を種別割に名称変更することになる規定につきましては、軽自動車税の種別割に関する部分については、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものであって、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものでございます。

平成 28 年 4 月 1 日から適用するというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

す。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第23 同意第1号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 同意第1号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の^{わたなべ ひろし}渡邊 浩氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

渡邊氏は、平成24年7月1日から固定資産評価審査委員会委員としてその職責を全うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第24 報告第1号「平成27年度下川町継続費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、平成27年度から2か年の継続事業として、総額4億8,740万円をまちおこしセンターを整備するもので、昨年9月の第3回定例会におきまして、継続費の設定をさせていただいたものでございます。

平成27年度に執行した額は、1億1,325万8,520円で、予算額1億1,494万円に対して、168万1,480円の残額が生じたことから、この残額につきましては通次繰越しをいたしましたので、「地方自治法施行令」第145条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で報告第1号を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 25 報告第 2 号「平成 27 年度下川町繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、平成 28 年第 1 回定例会において、自治体情報システム強靱性向上事業ほか 5 件について、繰越明許費の承認をいただいているところでありますが、繰越明許費繰越計算書のとおり、平成 28 年度に 1 億 3,312 万円を繰越いたしましたので、「地方自治法施行令」第 146 条第 2 項の規定に基づき、御報告申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で報告第 2 号を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 26 請願第 1 号「2017 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」を議題といたします。

お諮りします。請願第 1 号「2017 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」については、会議規則第 91 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号「2017 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） ただいま議題となっております請願第 1 号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹でございます教育の機会均等、水準確保、無償制を支えるため必要な制度でございます。

義務教育の成否は、教職員の確保、適性配置、資質向上と大きく関連し、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠でございます。

平成 18 年度に義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引下げになったことで定数内期限付き採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足なども顕著になっております。

学校教育法における学校配置基準が 30 年ぶりに改正され、平成 23 年 4 月から小学校 1 年生の 35 人学級が実現。文部科学省は順次進めるとしておりましたが、財源不足などを理由に法改正を伴う教職員定数改善は見送られました。

子供たちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、法改正を伴う「教職員定数の改善」、「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

以上のことから、議員各位におかれましては意見書の提出について御賛同の上、採択されますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第27 請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

お諮りします。請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」につきましては、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号につきましては付託を省略することに決定いたしました。
本請願について、請願趣旨の説明を求めます。
紹介議員 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） ただいま議題となっております請願第2号について、紹介議員になっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、平成28年度予算における地方財政については、前年度とほぼ同程度の一般財源総額が確保されましたが、経済財政諮問会議が社会保障費と地方財政を歳出削減の二大ターゲットとしていることには変わりはありません。

この諮問会議の下に設置されました、「制度・地方財政ワーキング・グループ」では、窓口業務の民間委託モデル自治体…いわゆるトップランナー方式の選定などを進めており、次年度以降、「公的サービスの産業化」推進による歳出削減を中心とした地方財政健全化の圧力がさらに増すことが危惧されます。歳出効率化をねらいとした「インセンティブ改革」とあわせて国の政策誘導であり、客観・中立の地方交付税制度の根幹を揺るがしかねません。財政の役割は、必要な公共サービスの提供を財源面でサポートすることにあります。

平成29年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、国民生活を犠牲にすることのないよう人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要でございます。

以上のことから、議員各位におかれましては意見書の提出について御賛同の上、採択されますようお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第28 請願第3号「平成28年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

お諮りします。請願第3号「平成28年度北海道最低賃金改正等に関する請願」につきましては、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 近藤八郎 議員。

○1番(近藤八郎君) ただいま議題となっております請願第3号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、最低賃金の引上げは非正規労働者の「春闘」でございます。最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は労働条件の決定にほとんど関与できず、厳しい生活を余儀なくされております。

総務省の就業構造基本調査によりますと、道内の非正規労働者数は約96万人、雇用労働者の約40%と全国でも2番目に高い数値となっております。

また、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も48万人近くに増加し、その割合も3割を超えている現状にあります。

平成22年の政労使の代表者で構成する政府の「雇用戦略対話」において、早期に全国最低800円を確保、平成32年までに全国平均1,000円を目指すという合意が整っており、北海道地方最低賃金審議会の答申でも目標設定の合意を2年連続表記されたところでございます。

最低賃金が上がらなければ、雇用の確保など私たちの地域でも影響が顕著なように、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、地域経済はもとより北海道経済の停滞を招く大きな要因となりかねません。

ついては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たり、北海道労働局並びに北海道地方最低賃金審議会において、必要な措置を講じていただくよう強く要望されるようお願い申し上げます。議員各位におかれましては意見書の提出について御賛同の上、採択されます

ようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、6月17日、午後3時まで休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、6月17日、午後3時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後4時23分 散会